



美里町 こども計画

すべてのこども・若者が自分らしく生きる 美里町
～地域・学校・家庭・社会全体で全力応援～



令和7年度(2025年度) ▶ 令和11年度(2029年度)



はじめに

美里町は、豊かな自然とあたたかい地域のつながりの中で、子どもたちがのびのびと成長できる町です。私たち大人の役割は、そんな子どもたちの未来を明るく照らし、健やかに育つ環境をつくることにあります。

近年、社会環境の変化に伴い、子どもや子育てを取り巻く状況も大きく変わってきています。安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、地域全体で取り組むべき重要な課題です。

このような中、本町では令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、経済的負担の軽減、医療の充実、子育て支援の相談体制の充実、情報提供などの子ども・子育て支援事業を総合的に推進し、きめ細やかな支援に努めてまいりました。

また、若い世代が安心して子育てができる環境を整えるために、令和6年4月1日に「こども家庭センター」を新設し、町内すべてのこどもと妊産婦、子育て家庭を対象に、児童福祉と母子保健の効果的な切れ目のない一体的な支援を行っております。

併せて、本町では、総合的なこども・若者支援の推進を図るため、「美里町こども計画」を策定し、子どもたちの健やかな成長と、子育てを支える仕組みをより一層充実させてまいります。

本計画の目指す方向性である基本理念は、「すべてのこども・若者が自分らしく生きる 美里町～地域・学校・家庭・社会全体で全力応援～」です。

本計画のもと、地域・学校・家庭・社会全体で応援し、「こどもの最善の利益」が実現され、すべてのこども・若者が自分らしく生きる美里町を築いてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました美里町こども計画策定委員会の皆様やアンケート調査、ワークショップなど貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの町民の皆様、並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



令和7年3月

美里町長 上田 泰弘

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 美里町の現状	7
1 こども・若者にかかる統計状況	8
2 アンケート等からみる状況	13
3 こども・若者からの意見聴取	28
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念	32
2 施策の体系	33
第4章 施策の展開	34
施策の柱1 ライフステージを通した支援	35
1 こども・若者が権利の主体であることの地域全体での共有	35
（1） こどもの権利を大切にする意識の醸成	35
（2） こどもの社会参画・意見反映の推進	36
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	37
（1） 遊びや体験活動の推進・基本的な生活習慣の確立	37
（2） こどもや子育て世帯が暮らしやすいまちづくり	38
（3） こども・若者が活躍できる機会づくり	39
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療・福祉の提供	40
4 多様なこども・若者・子育て家庭への支援	41
（1） こどもの貧困対策	41
（2） 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	42
（3） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	43
5 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	45
（1） こども・若者の自殺対策	45
（2） こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくり	46
（3） こども・若者を犯罪等から守る取組と非行防止	47
施策の柱2 ライフステージ別の支援	48
1 こどもの誕生から幼児期まで	48
（1） 妊娠前から産前産後の支援の充実	48
（2） 乳幼児期の教育・保育	50
2 学童期・思春期	52
（1） こどもが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い公教育の充実	52
（2） こども・若者の居場所づくり	53

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実.....	54
(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	55
(5) 学校生活における支援の充実.....	55
3 青年期.....	56
施策の柱3 子育て当事者への支援.....	57
1 子育て世帯への経済的支援	57
2 地域子育て支援.....	58
3 ひとり親家庭への支援	59
第5章 量の見込みと確保方策	60
1 教育・保育提供区域.....	61
(1) 保育の必要性の認定	61
(2) 教育・保育提供区域の設定.....	61
(3) 量の見込みと確保方策を設定する項目.....	61
2 「量の見込みの算定」について	62
(1) 量の見込みの考え方.....	62
3 子ども・子育て支援給付の確保方策.....	63
(1) 施設型給付	63
(2) 地域型保育給付	63
(3) 量の見込み及び確保方策.....	64
4 地域子ども・子育て支援事業の量の確保方策.....	67
第6章 計画の推進体制	74
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	75
2 計画の推進体制.....	76
3 計画の達成状況の点検・評価	76
資料編.....	77
1 美里町こども計画策定委員会設置要綱	78
2 美里町こども計画策定委員会委員名簿	79
3 計画策定の経緯	80
4 用語解説.....	81

第1章 計画の策定にあたって



近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化・核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺・犯罪をはじめとした生命・安全の危機など、こども・若者及び子育て家庭をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものであり、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立をうけて、平成27年3月に「第1期美里町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

また、令和6年4月には妊娠、出産、子育てに関するワンストップ窓口として、こども家庭センター(こども応援課)を新設し、子ども・子育てに関する取組を総合的に推進しています。

このたび、「第2期美里町子ども・子育て支援事業計画」が、令和6年度に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨も踏まえつつ、本町のこども施策をわかりやすく体系化するとともに一層充実させることに加え、こども大綱を勘案して若者対策等も視野に入れたこども基本法に基づく「市町村こども計画」として、「美里町こども計画」を策定します。

こども基本法の概要

目的 (第1条)	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。
「こども」の定義 (第2条)	18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義
「こども施策」の定義 (第2条)	「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取組のこと ・大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例:居場所づくり、いじめ対策 等) ・子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例:働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置 等) ・これらと一体的に行われる施策 (例:教育施策、医療政策、雇用施策[若者の社会参画支援含む] 等)
こども施策の 基本理念 (第3条)	①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
地方公共団体 関連事項	【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する 【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表)各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等 【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい 【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努める

こども大綱の概要

概要	こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの
「こども」の定義	「こども」は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。 ※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
こどもまんなか社会	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
こども施策に関する基本的な方針	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
こども施策に関する重要事項	【ライフステージを通じた重要事項】 ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 【ライフステージ別の重要事項】 ○こどもの誕生前から幼児期まで(妊娠前～幼児期までの切れ目のない保健・医療確保 等) ○学童期・思春期(質の高い公教育、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等) ○青年期(高等教育、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等) 【子育て当事者への支援に関する重要事項】 ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

2

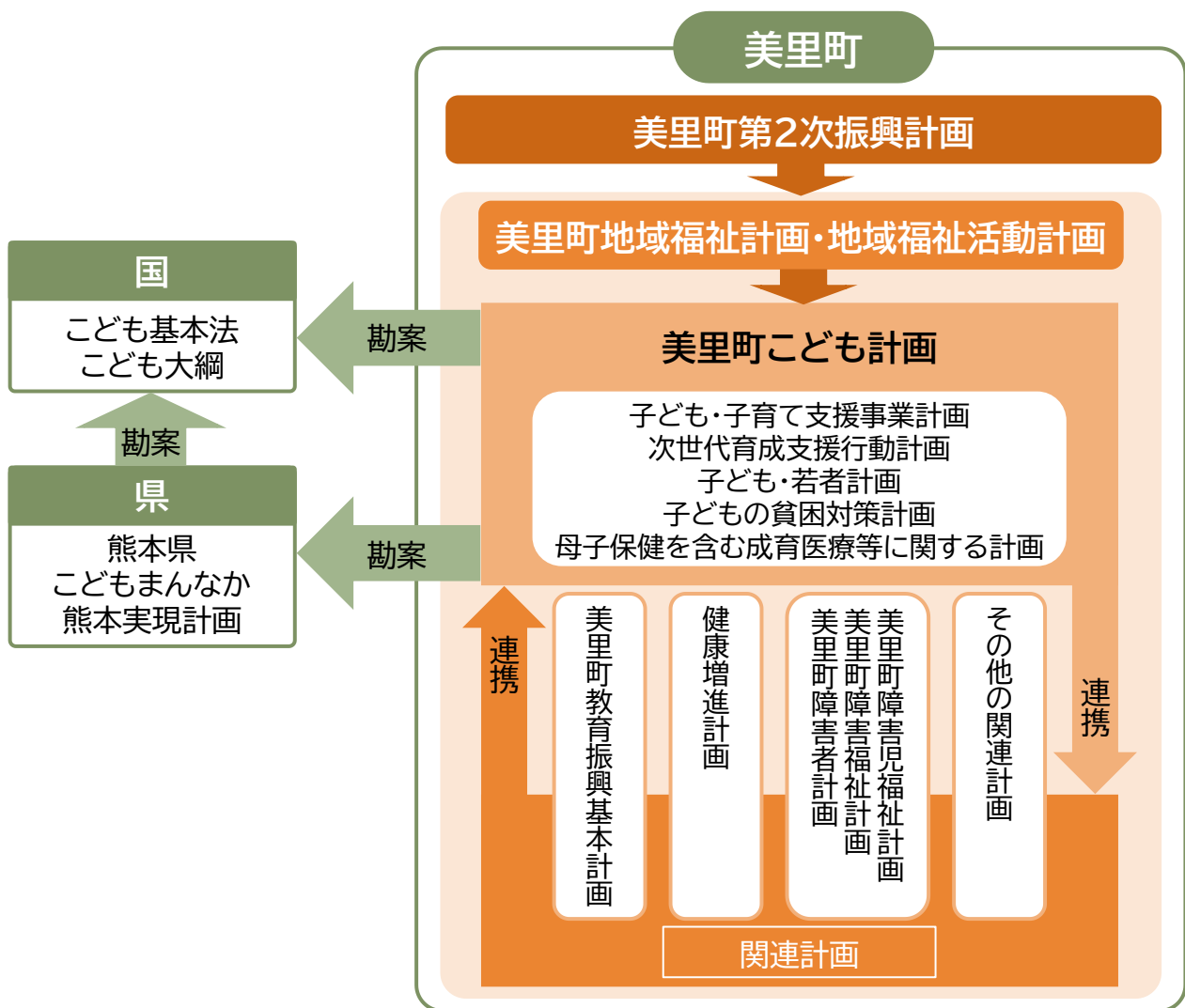
計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。

本計画においては、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期(施策によっては40歳未満までのポスト青年期)としています。

本計画の策定にあたっては、上位計画である「美里町第2次振興計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3

計画の期間

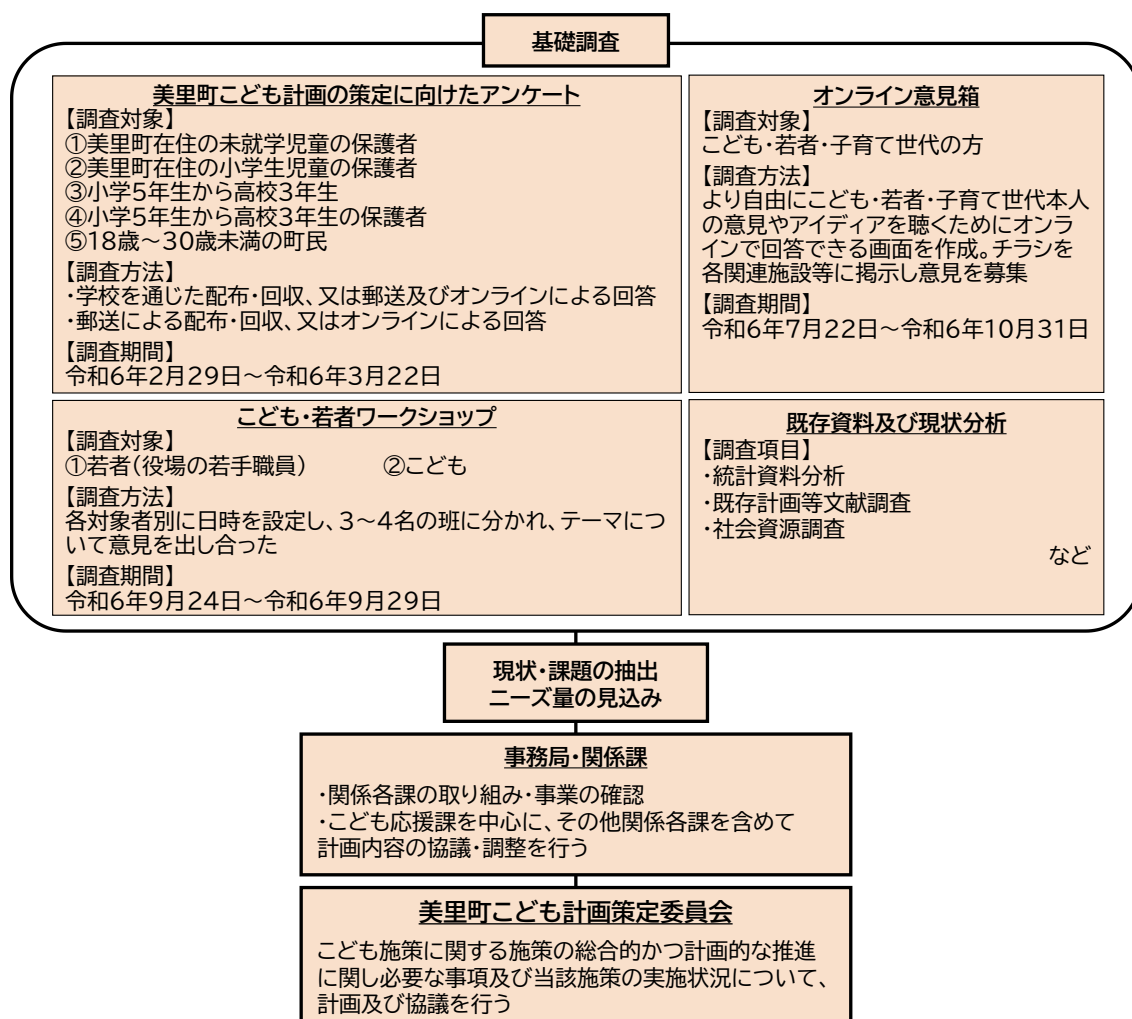
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度～
第2期 美里町子ども・子育て支援事業計画										
					本計画					
										次期 計画

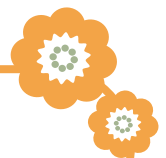
4

計画の策定体制

本計画は以下のような体制で策定を行います。



第2章 美里町の現状



① 年齢3区分別人口構成の推移

美里町の総人口は、平成12年の12,969人から令和6年の8,779人と約25年間で4,190人減少しており、減少傾向にあります。

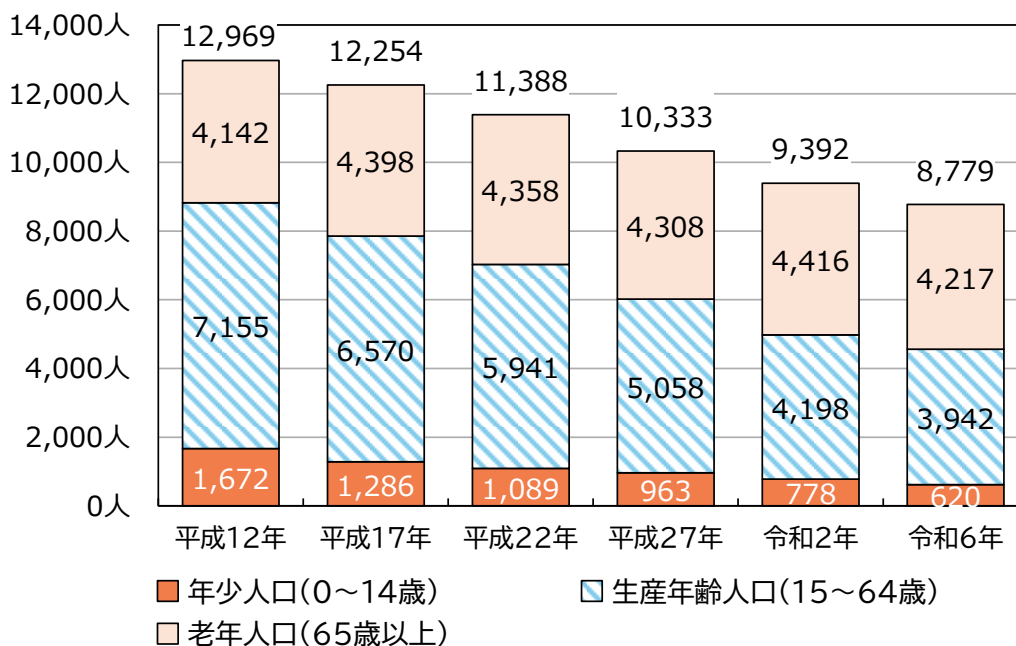
また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合については平成12年から令和6年にかけて減少傾向にあります。

一方、老年人口(65歳以上)の割合は増加傾向が続いており、少子高齢化がすすんでいる状況となっています。

年齢3区分別人口構成の推移

単位:人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	12,969	12,254	11,388	10,333	9,392	8,779
年少人口(0～14歳)	1,672	1,286	1,089	963	778	620
構成比	12.9%	10.5%	9.6%	9.3%	8.3%	7.1%
生産年齢人口(15～64歳)	7,155	6,570	5,941	5,058	4,198	3,942
構成比	55.2%	53.6%	52.2%	48.9%	44.7%	44.9%
老年人口(65歳以上)	4,142	4,398	4,358	4,308	4,416	4,217
構成比	31.9%	35.9%	38.3%	41.7%	47.0%	48.0%



資料:国勢調査、令和6年のみ住民基本台帳

※合計値は年齢不詳を含む

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、一般世帯総数は平成17年から令和2年にかけて減少傾向にあり、465世帯減少しています。

また、核家族世帯総数は平成17年から令和2年にかけて188世帯減少していますが、核家族世帯数の構成比は1.5ポイント増加しており、一般世帯あたり人員数についても減少していることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

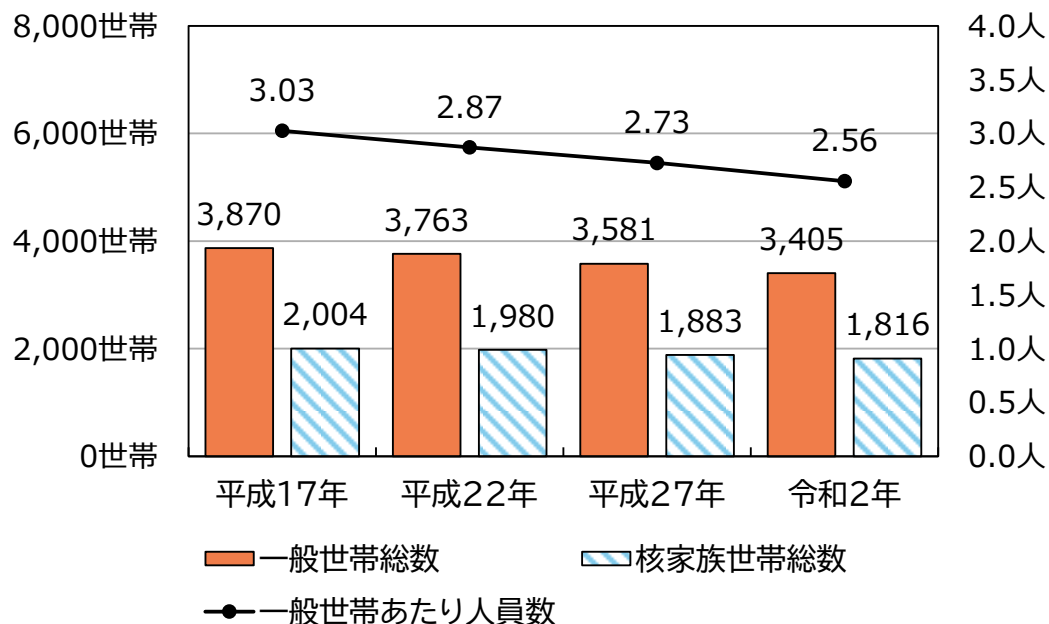
世帯構成の推移

単位：世帯

	一般世帯数	親族のみの世帯							非親族を含む世帯	単独世帯	一般世帯人員数	核家族世帯数構成比
		核家族世帯総数					核家族以外の世帯					
		夫婦のみ	夫婦とこども	男親とこども	女親とこども							
平成17年	3,870	3,141	2,004	845	801	44	314	1,137	10	719	11,710 人	51.8%
平成22年	3,763	2,990	1,980	818	761	60	341	1,010	20	753	10,808 人	52.6%
平成27年	3,581	2,747	1,883	789	711	60	323	864	15	818	9,767 人	52.6%
令和2年	3,405	2,498	1,816	756	657	61	342	682	13	894	8,709 人	53.3%

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年、平成27年は世帯の家族類型「不詳」を含む



資料：国勢調査

③ 6歳未満・18歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯の推移

6歳未満・18歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯の推移についてみると、6歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯数は令和2年にかけて増減を繰り返しており、令和2年には159世帯となっています。

また、18歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯数は、平成17年から平成27年にかけて減少がみられましたが、令和2年には増加しており、496世帯となっています。

6歳未満・18歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯の推移

単位:世帯

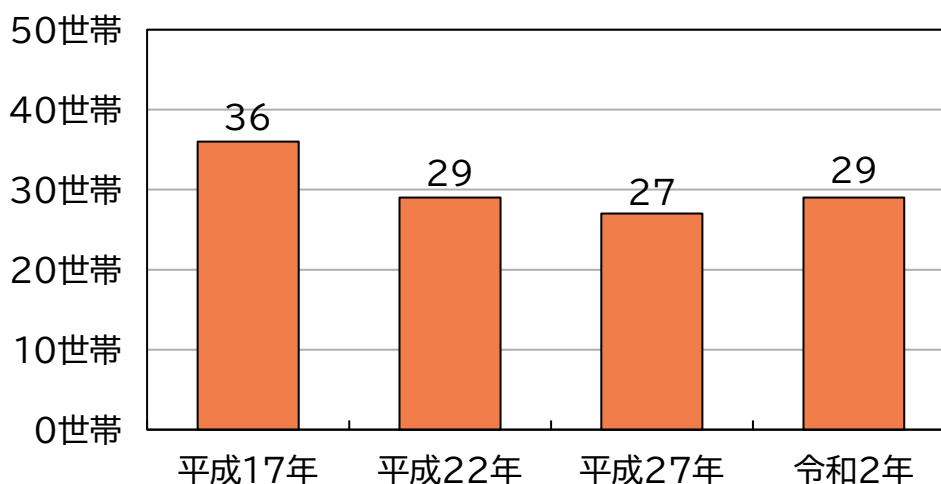
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数①	3,870	3,763	3,581	3,405
6歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯数②	112	119	94	159
構成比②／①	2.9%	3.2%	2.6%	4.7%
18歳未満の親族(こども)のいる核家族世帯数③	318	313	305	496
構成比③／①	8.2%	8.3%	8.5%	14.6%

資料:国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯(未婚・死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満のこどものみからなる一般世帯)の推移についてみると、平成17年から平成27年にかけて減少がみられましたが、令和2年には増加しており、29世帯となっています。

ひとり親世帯の推移



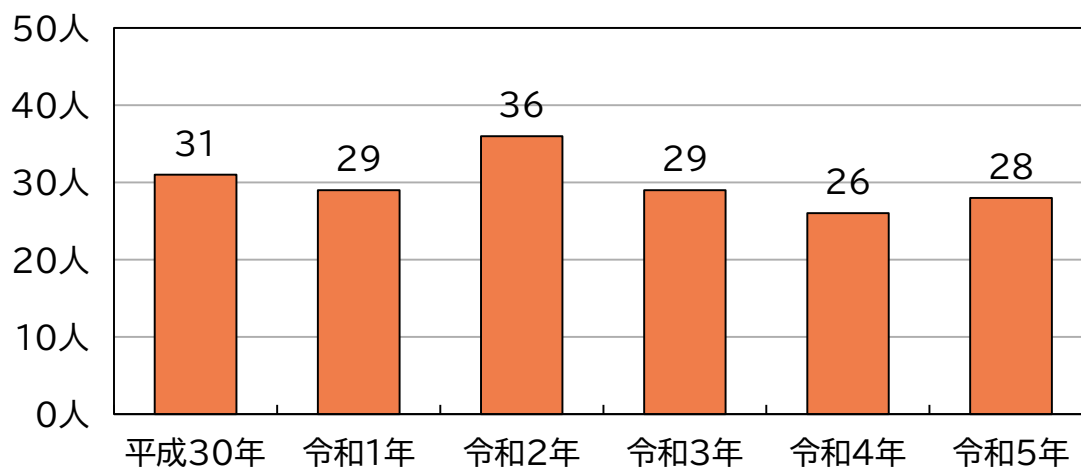
資料:国勢調査

⑤ 出生数・出生率の推移

出生数の推移についてみると、平成30年から令和2年にかけて増減がみられましたが、令和4年にかけて減少しており、令和5年では28人となっています。

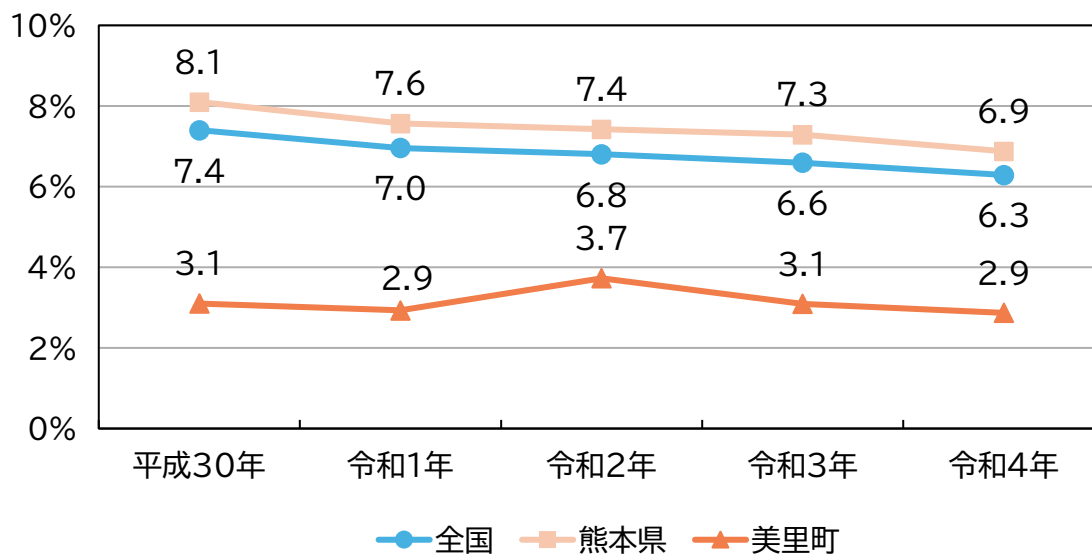
また、出生率(人口千人に対する出生数の割合)の推移について全国・熊本県と比較すると、各年で全国・熊本県を下回る数値となっています。

出生数の推移



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査データ

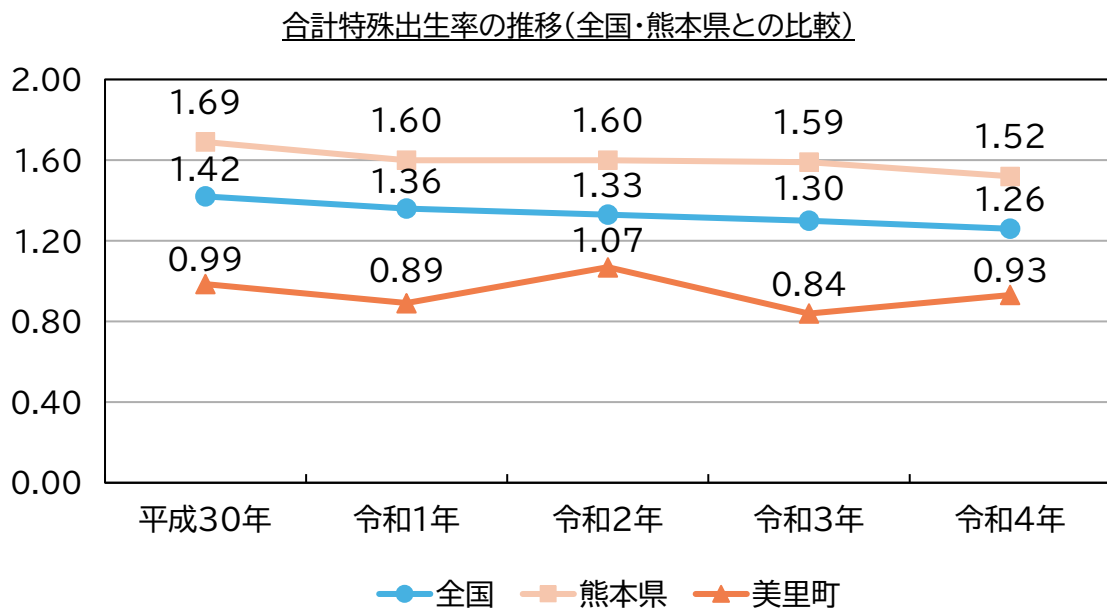
出生率の推移(全国・熊本県との比較)



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査データ

⑥ 合計特殊出生率の推移

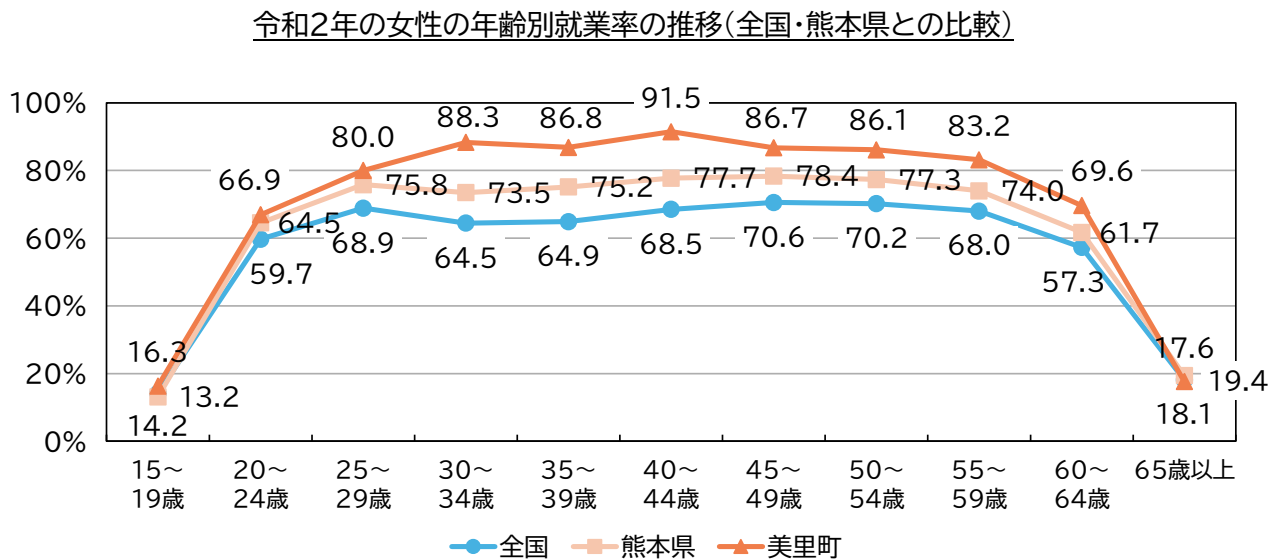
合計特殊出生率の推移について全国・熊本県と比較すると、各年で全国・熊本県を下回る数値となっています。



資料: 全国・熊本県は熊本県衛生統計年報、美里町は独自試算

⑦ 女性の就労状況

令和2年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・熊本県と比較すると、15～64歳が全国・熊本県を上回る数値となっており、65歳以上が全国・熊本県を下回る数値となっています。



資料: 国勢調査

2 アンケート等からみる状況

本計画の策定にあたり、本町のこども・若者・子育て家庭を取り巻く実態や施策ニーズを把握するため、以下の調査を実施しました。

●調査の概要

調査対象者	調査期間
①美里町在住の未就学児童の保護者	令和6年2月29日(木)～令和6年3月22日(金)
②美里町在住の小学生児童の保護者	
③小学5年生から高校3年生	
④小学5年生から高校3年生の保護者	
⑤18歳～30歳未満の町民	

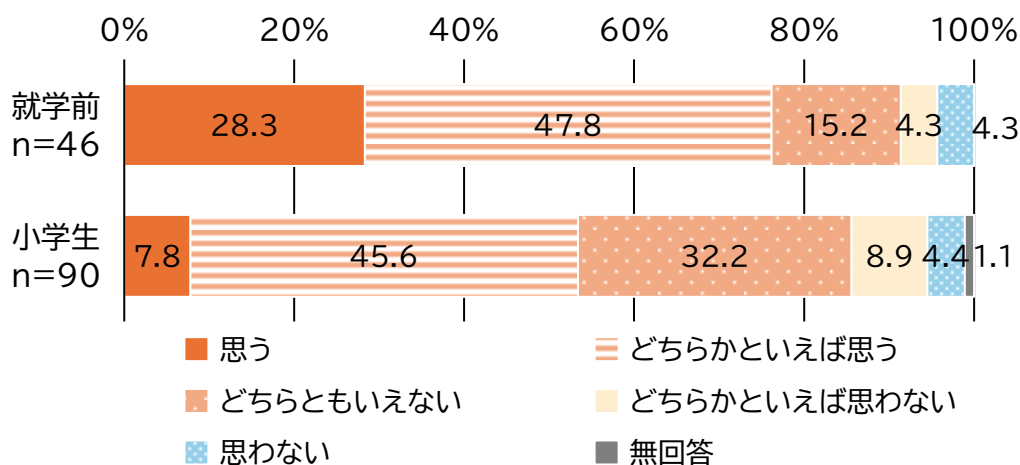
調査対象者	配布数	有効回答数	有効回収率
①	91件	46件(紙:34票、WEB:12票)	50.5%
②	156件	90件(紙:44票、WEB:46票)	57.7%
③	198件	82件(紙:52票、WEB:30票)	41.1%
④	198件	87件(紙:54票、WEB:33票)	43.9%
⑤	350件	93件(紙:56票、WEB:37票)	26.6%

(1) 就学前児童・小学生の保護者の調査

① 美里町は子育てしやすいまちだと思うか

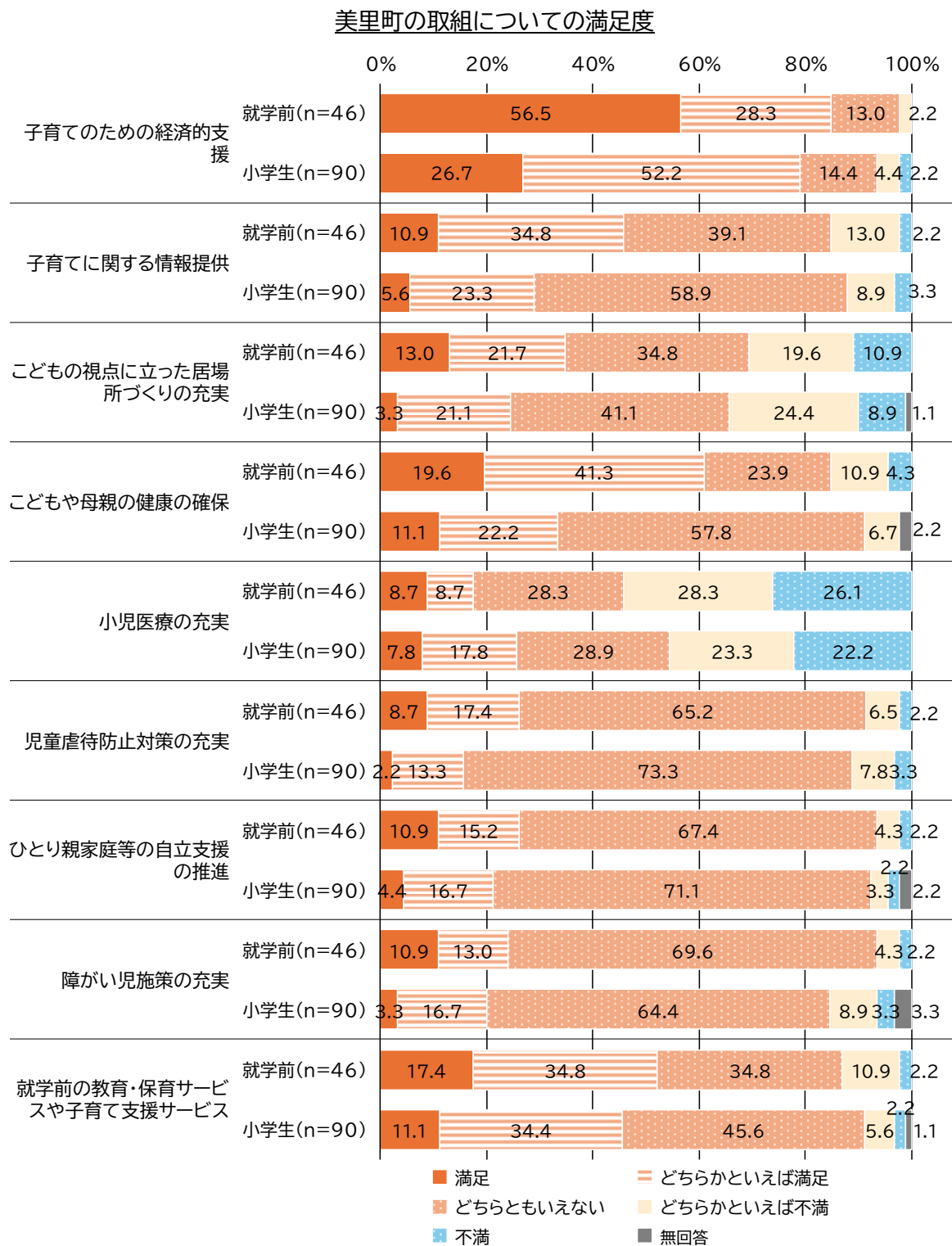
美里町が子育てしやすいまちだと思うかは、就学前児童の保護者では『思う』(「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた回答率)が76.1%となっており、小学生の保護者と比べて22.7ポイント高くなっています。

美里町は子育てしやすいまちだと思うか



② 美里町の取組についての満足度

美里町の取組にどの程度満足しているかは、ほぼすべての項目で、『満足』(「満足」と「どちらかといえば満足」を合わせた回答率)が小学生よりも就学前の方が高くなっています。しかし、「小児医療の充実」の項目のみ、小学生よりも就学前の割合が低くなっています。



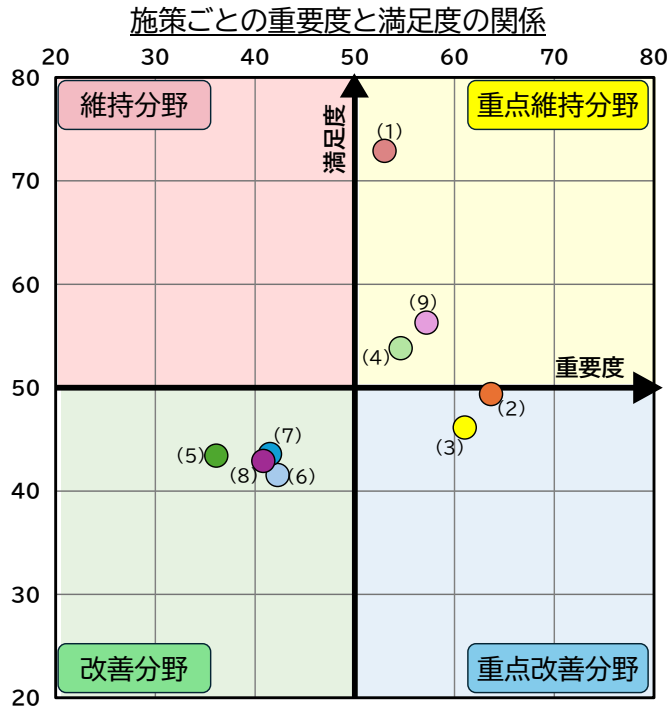
③ 施策ごとの重要度と満足度の関係

アンケート結果を基にポートフォリオ分析を行いました。ポートフォリオ分析とは「満足度」と「重要度」の2つの指標を軸にして分けた4つのエリアに施策を分類し、重要改善分野等を可視化するものです。

本調査では、下記のように設定し分析を行っています。

満足度:「美里町は子育てしやすいまちだと思うか」の結果を総合評価とし偏差値化したもの

重要度:「美里町のこども・子育てに関する取組について、どの程度満足しているか」で伺った各施策の満足度と総合評価の相関係数を偏差値化したもの



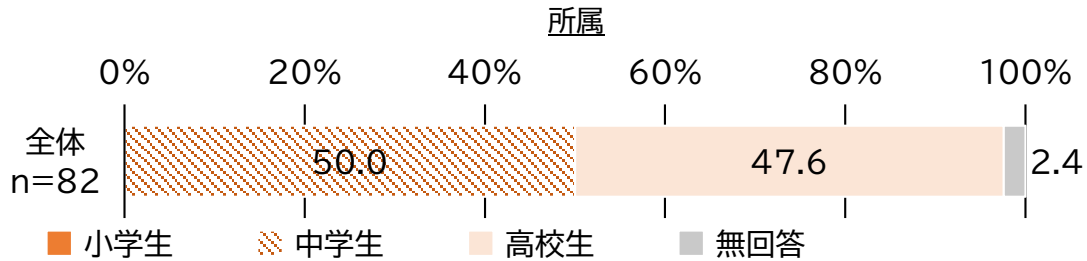
項目	象限
(1)子育てのための経済的支援 (医療費助成などの子育てのための支援がある)	重点維持分野
(2)子育てに関する情報提供 (困ったときに必要な情報が受け取れる・相談ができる)	重点改善分野
(3)こどもの視点に立った居場所づくりの充実 (こどもが過ごす場所がある)	重点改善分野
(4)こどもや母親の健康の確保 (乳幼児期までの親と子の心と身体の健康づくり支援がある)	重点維持分野
(5)小児医療の充実 (こどもが病気の時でも安心できる医療体制がある)	改善分野
(6)児童虐待防止対策の充実 (虐待を防ぐための支援やすぐに発見・対応できる体制がある)	改善分野
(7)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (ひとり親家庭など様々な状況にある家庭への支援がある)	改善分野
(8)障がい児施策の充実 (障害や特性に応じた支援が受けられる)	改善分野
(9)就学前の教育・保育サービスや子育て支援サービス (幼児教育・保育の環境やサービスの体制が整えられている)	重点維持分野

- I.維持分野** (満足度が高く、重要度が低い項目)
今後も着実に事業の推進を図るとともに、施策の重要性についての認知を高める施策の分野です。(図中左上)
- II.重点維持分野** (満足度が高く、重要度も高い項目)
今後も継続して事業に取り組めるよう、事業費が過大となっていないか点検するとともに、さらなる事業の効率化を検討する施策の分野です。(図中右上)
- III.改善分野** (満足度が低く、重要度も低い項目)
施策の重要性に対する認知を高めるとともに、取組の方向の改善を検討する施策の分野です。(図中左下)
- IV.重点改善分野** (満足度が低く、重要度が高い項目)
現在の施策や事務事業を優先して改革・改善すべき施策の分野です。(図中右下)

(2) 小中高本人向けの調査

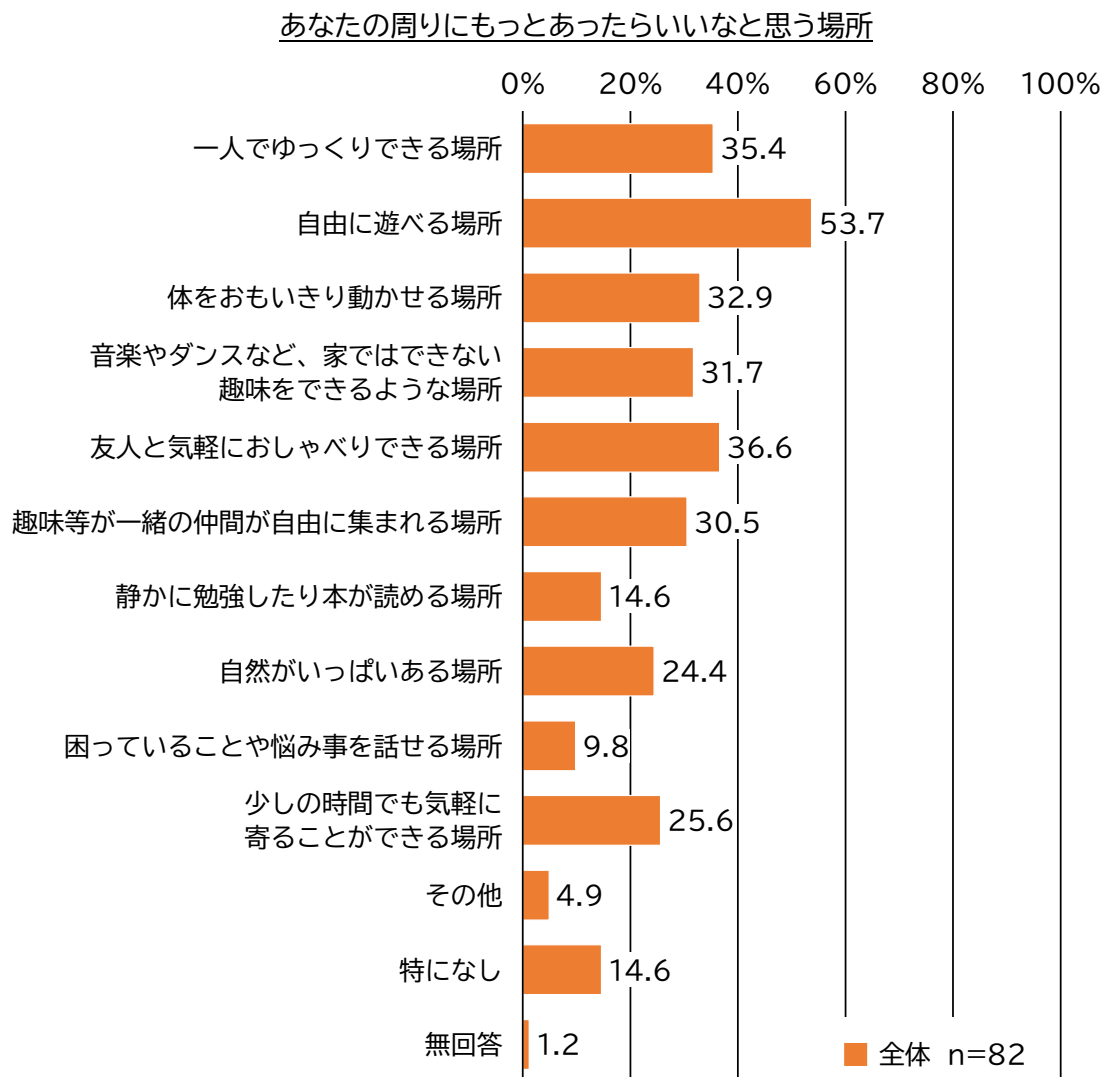
① 所属

所属については、中学生が50.0%、高校生が47.6%となっています。



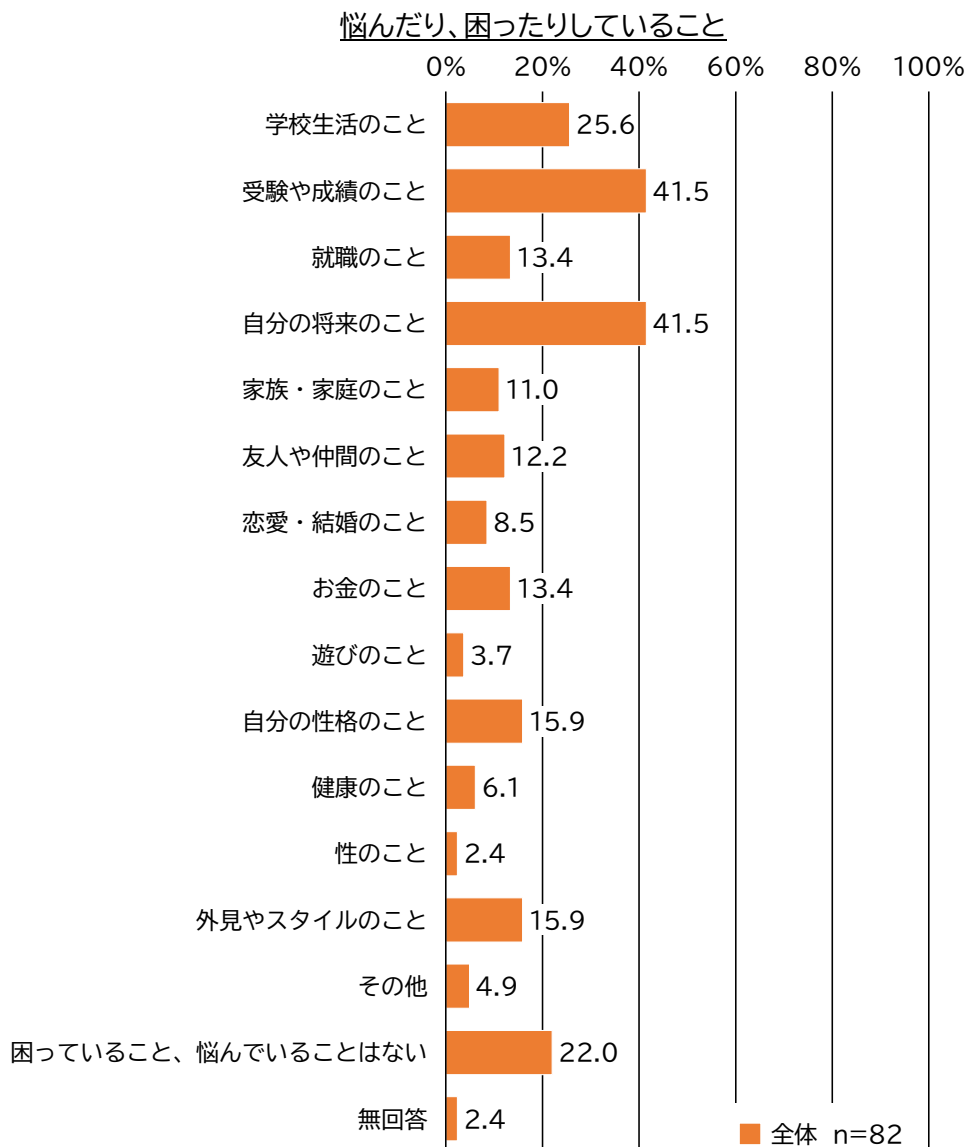
② 周りにもっとあったらいいなと思う場所

周りにもっとあったらいいなと思う場所は、「自由に遊べる場所」が53.7%と最も高く、次いで、「友人と気軽にしゃべりできる場所」が36.6%、「一人でゆっくりできる場所」が35.4%となっています。



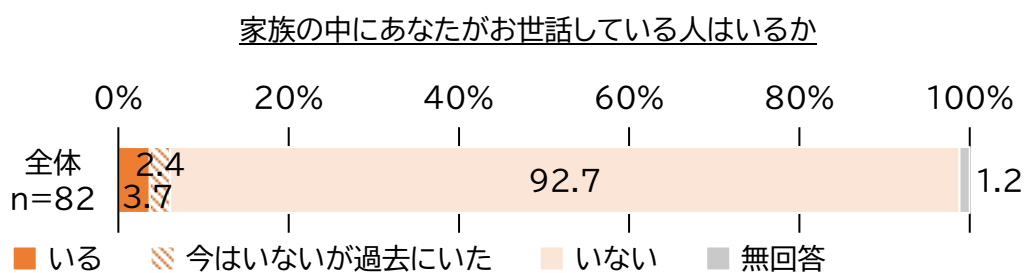
③ 悩んだり、困ったりしていること

悩んだり、困ったりしていることは、「受験や成績のこと」「自分の将来のこと」が41.5%と最も高く、次いで「学校生活のこと」が25.6%、「困っていること、悩んでいることはない」が22.0%となっています。



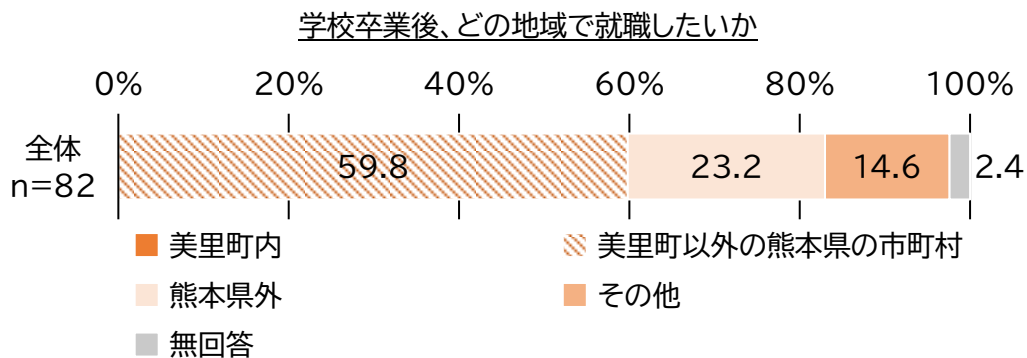
④ 家族の中にあなたがお世話している人はいるか

家族の中にお世話している人はいるかについては、「いない」が92.7%と最も高く、次いで「いる」が3.7%、「今はいないが過去にいた」が2.4%となっています。



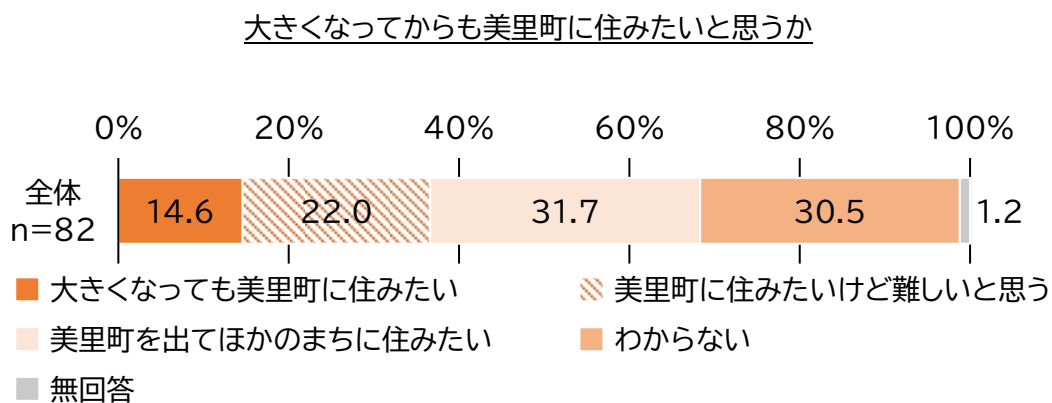
⑤ 学校卒業後、どの地域で就職したいか

学校卒業後、どの地域で就職したいかについては、「美里町以外の熊本県の市町村」が59.8%と最も高く、次いで、「熊本県外」が23.2%、「その他」が14.6%となっています。



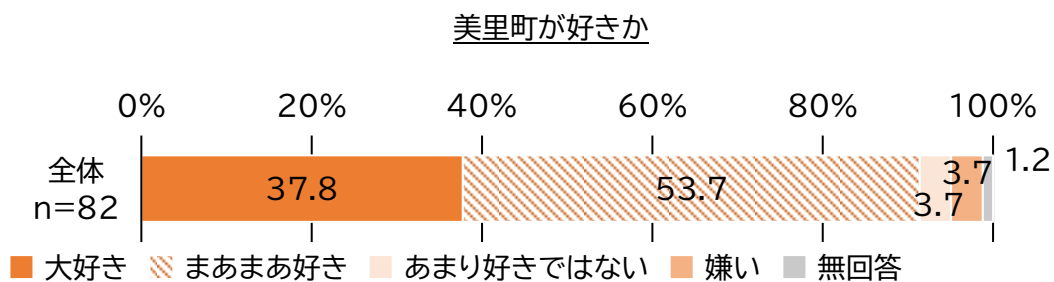
⑥ 大きくなってからも美里町に住みたいと思うか

大きくなってからも美里町に住みたいかについては、「美里町を出てほかのまちに住みたい」が31.7%と最も高く、次いで「わからない」が30.5%、「美里町に住みたいけど難しいと思う」が22.0%となっています。



⑦ 美里町が好きか

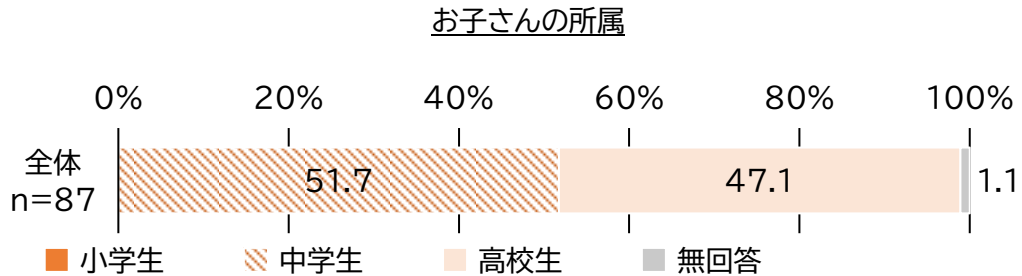
美里町が好きかについては、「まあまあ好き」が53.7%と最も高く、次いで「大好き」が37.8%、「あまり好きではない」「嫌い」が3.7%となっています。



(3) 小中高生保護者向け調査

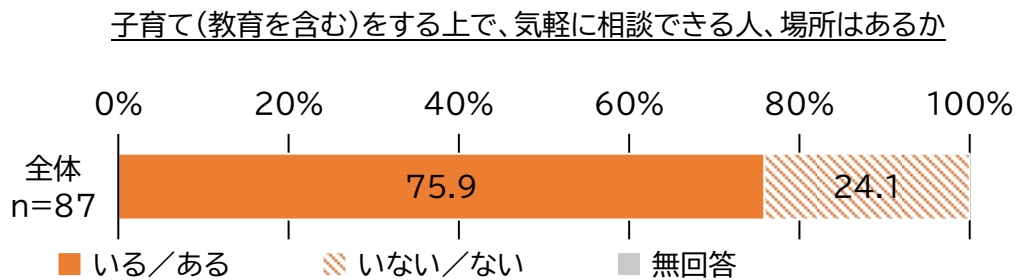
① お子さんの所属

お子さんの所属は、「中学生」が51.7%、「高校生」が47.1%となっています。



② 子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所はあるか

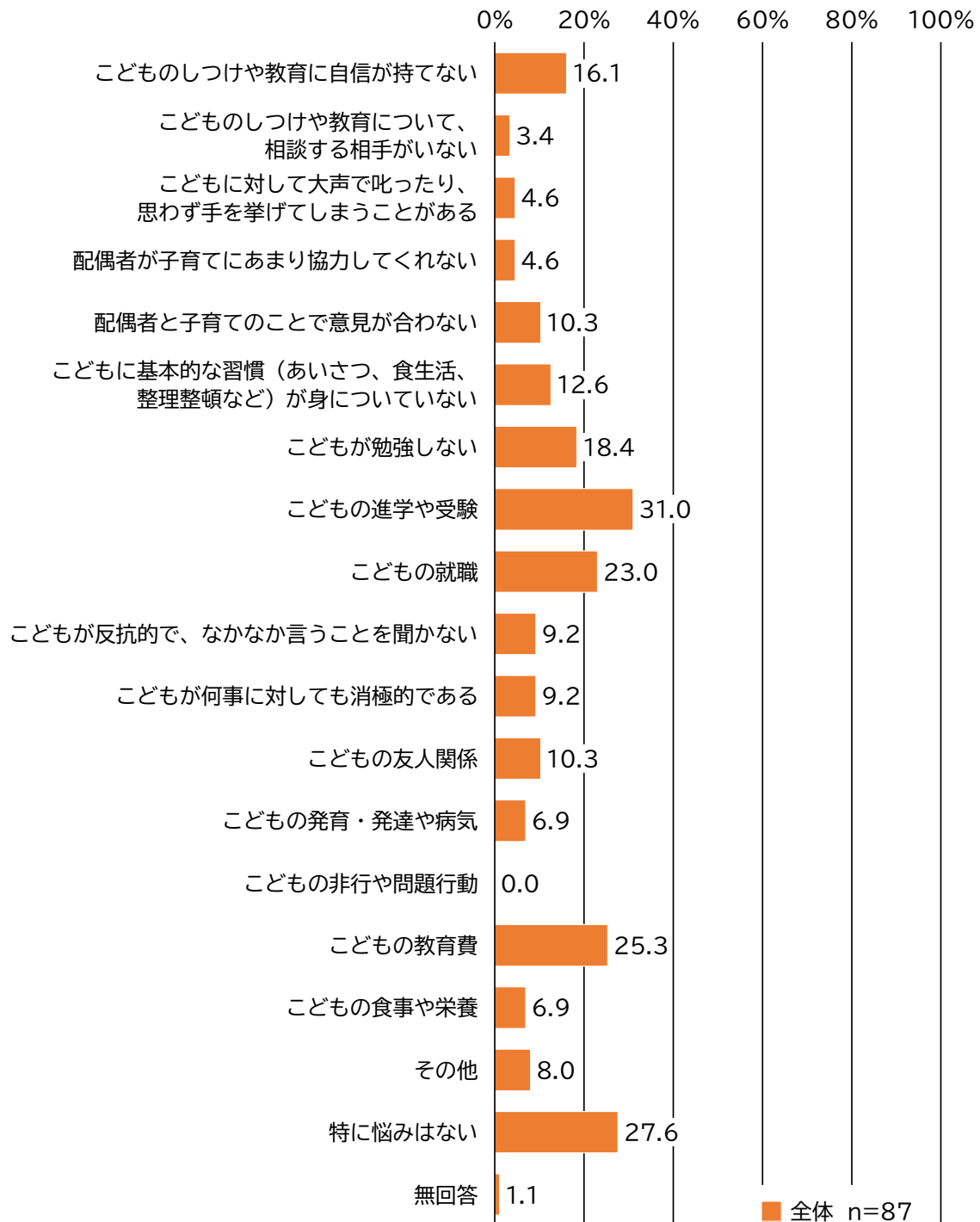
子育てをする上で、気軽に相談できる人、場所の有無については、「いる/ある」が75.9%、「いない/ない」が24.1%となっています。



③ 子育てやお子さんについて、悩んでいること

子育てやお子さんについて、悩んでいることは、「こどもの進学や受験」が31.0%と最も高くなっており、次いで、「特に悩みはない」が27.6%、「こどもの教育費」が25.3%と高くなっています。

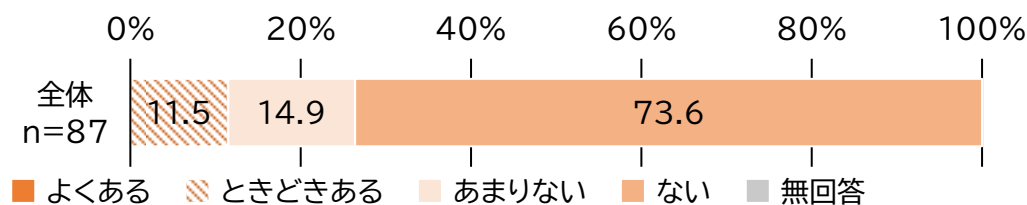
子育てやお子さんについて、悩んでいること



④ 家事や家族の世話によりお子さん自身のことをする時間が取れない等、できないことがあるか

家事や家族の世話によりお子さん自身のことをする時間が取れない等、できないことがあるかについては、「ない」が73.6%と最も多く、次いで、「あまりない」が14.9%、「ときどきある」が11.5%となっています。

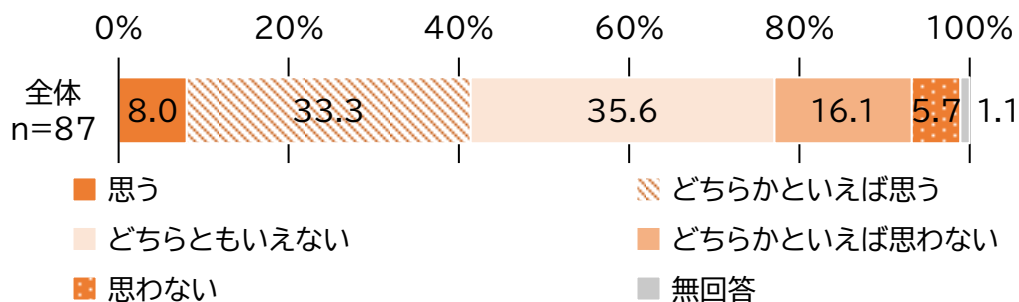
家事や家族の世話によりお子さん自身のことをする時間が取れない等、できないことがあるか



⑤ 美里町は子育てしやすいまちだと思うか

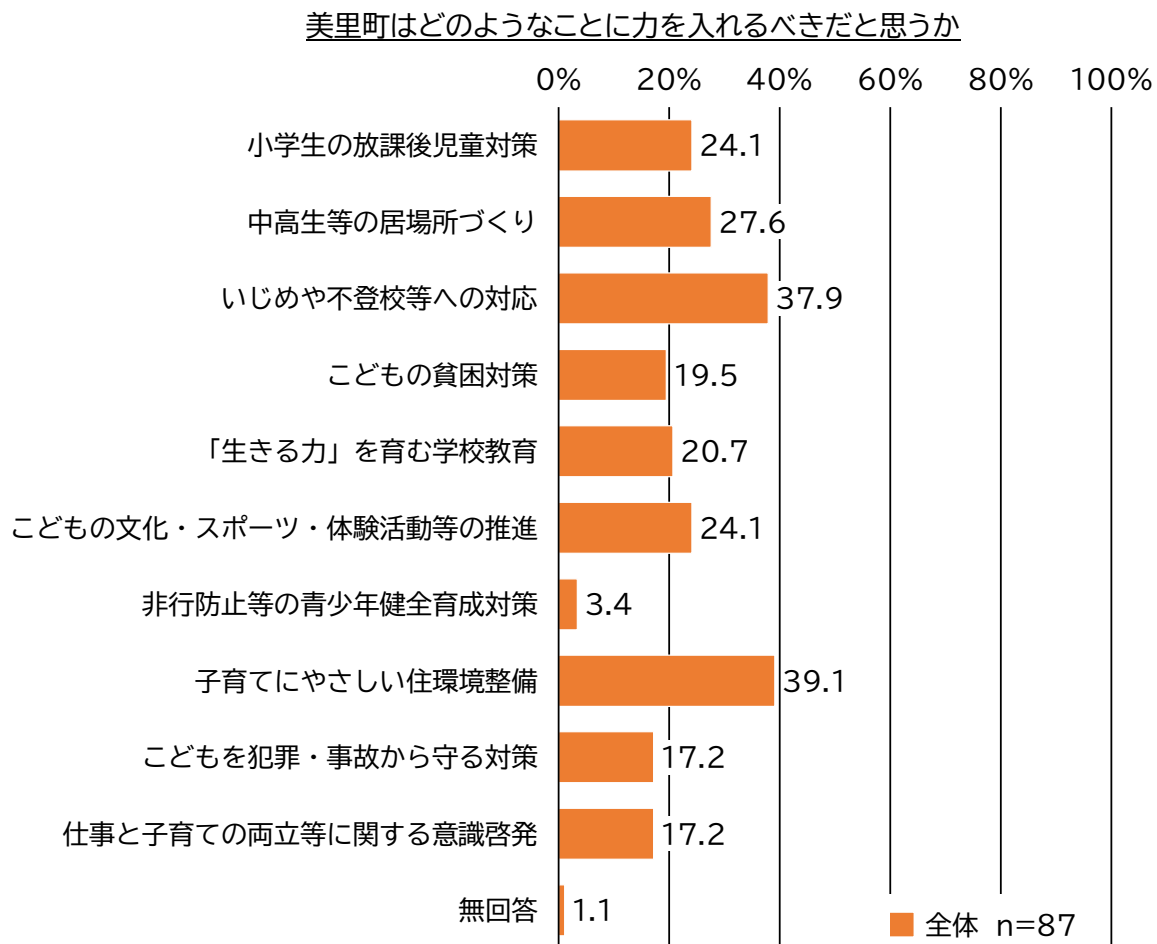
美里町は子育てしやすいまちだと思うかは、「どちらともいえない」が35.6%と最も多く、次いで、「どちらかといえば思う」が33.3%、「どちらかといえば思わない」が16.1%となっています。

美里町は子育てしやすいまちだと思うか



⑥ 美里町はどのようなことに力を入れるべきだと思うか

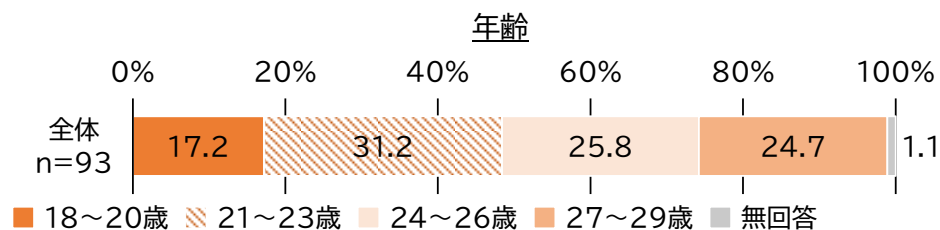
美里町はどのようなことに力を入れるべきだと思うかについては、「子育てにやさしい住環境整備」が39.1%で最も多く、次いで、「いじめや不登校への対応」が37.9%、「中高生等の居場所づくり」が27.6%となっています。



(4) 若者の生活実態調査

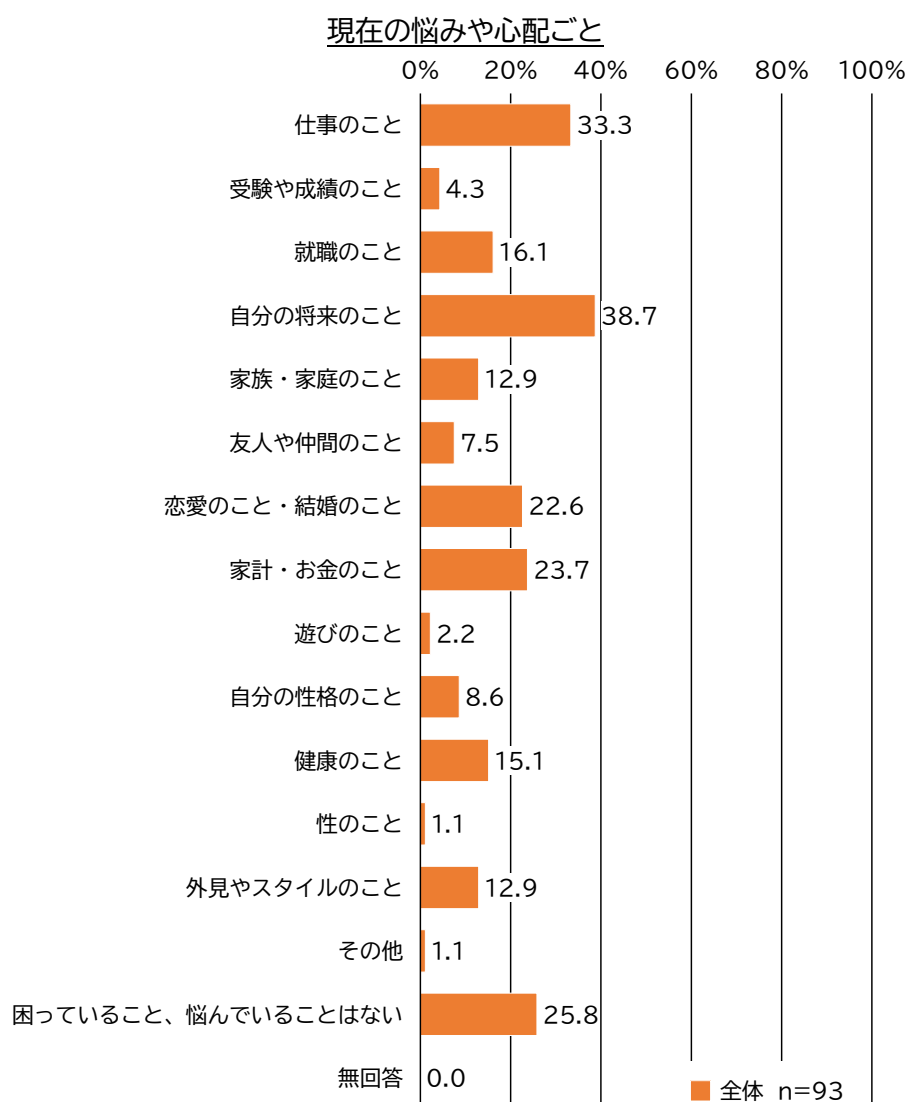
① 年齢

年齢は、「21～23歳」が31.2%、「24～26歳」が25.8%、「27～29歳」が24.7%、「18～20歳」が17.2%となっています。



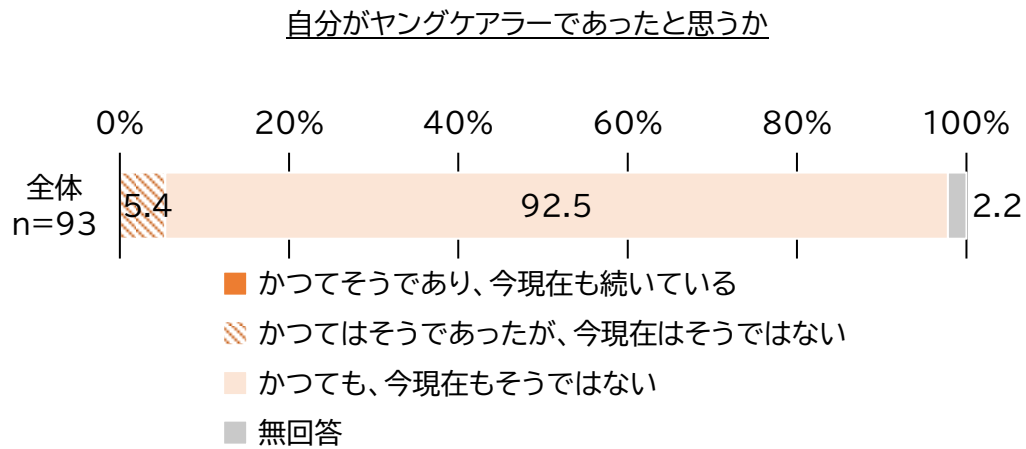
② 現在の悩みや心配ごと

現在の悩みや心配ごとについては、「自分の将来のこと」が38.7%と最も高くなっており、次いで、「仕事のこと」33.3%、「困っていること、悩んでいることはない」が25.8%となっています。



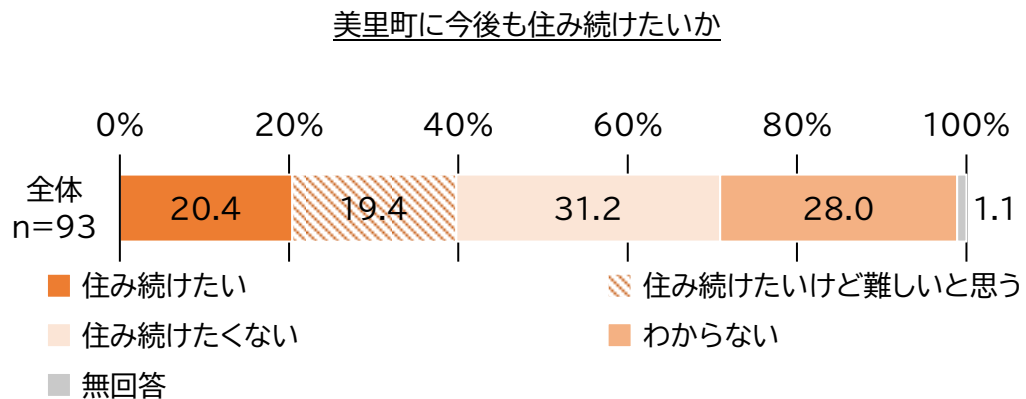
③ 自分がヤングケアラーであったと思うか

自分がヤングケアラーであったかは、「かつても、今現在もそうではない」が92.5%で最も高く、次いで、「かつてはそうであったが、今現在はそうではない」が5.4%となっています。



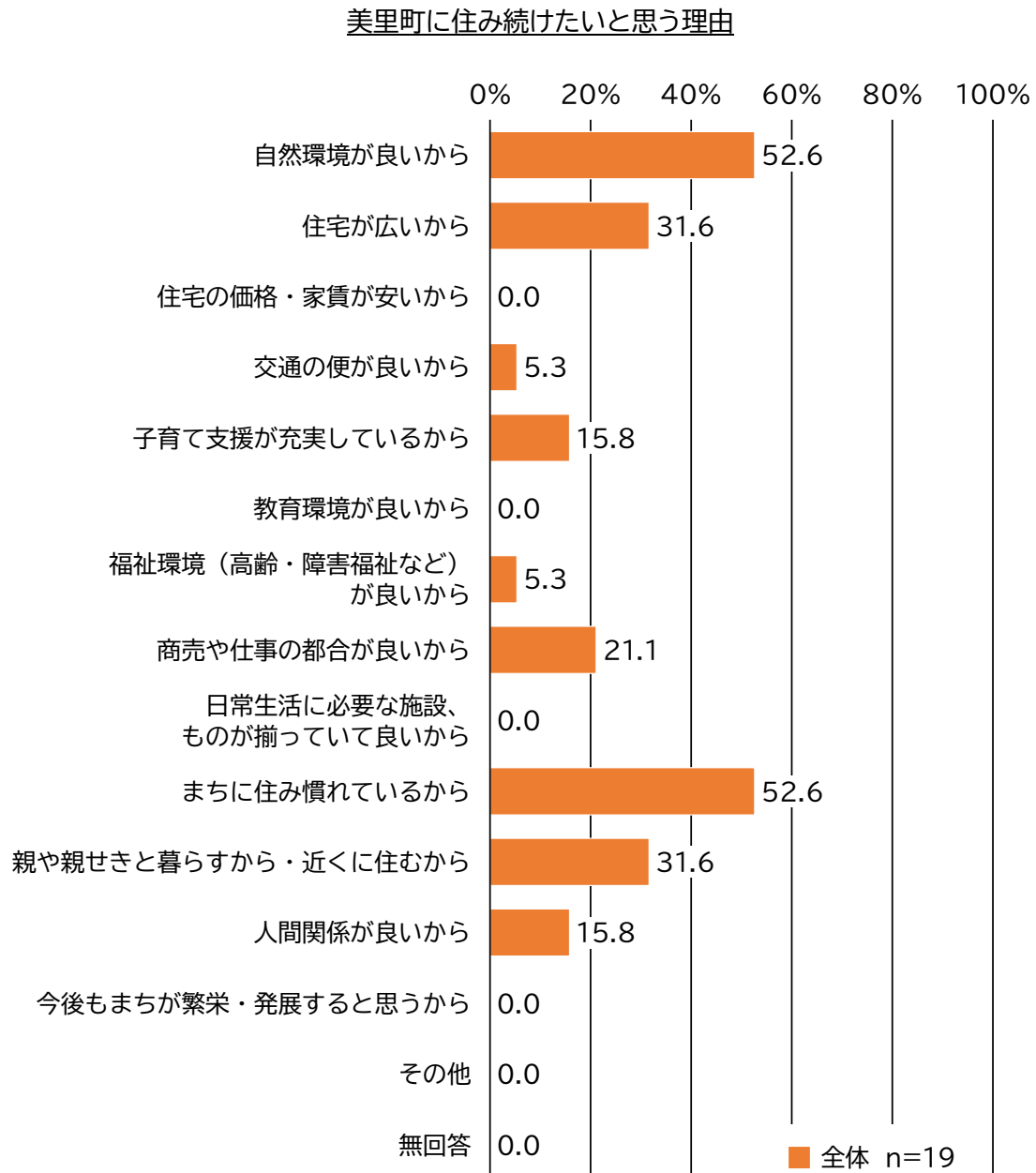
④ 美里町に今後も住みたいか

美里町に今後も住みたいかについては、「住み続けたくない」が31.2%で最も高く、次いで、「わからない」が28.0%、「住み続けたい」が20.4%となっています。



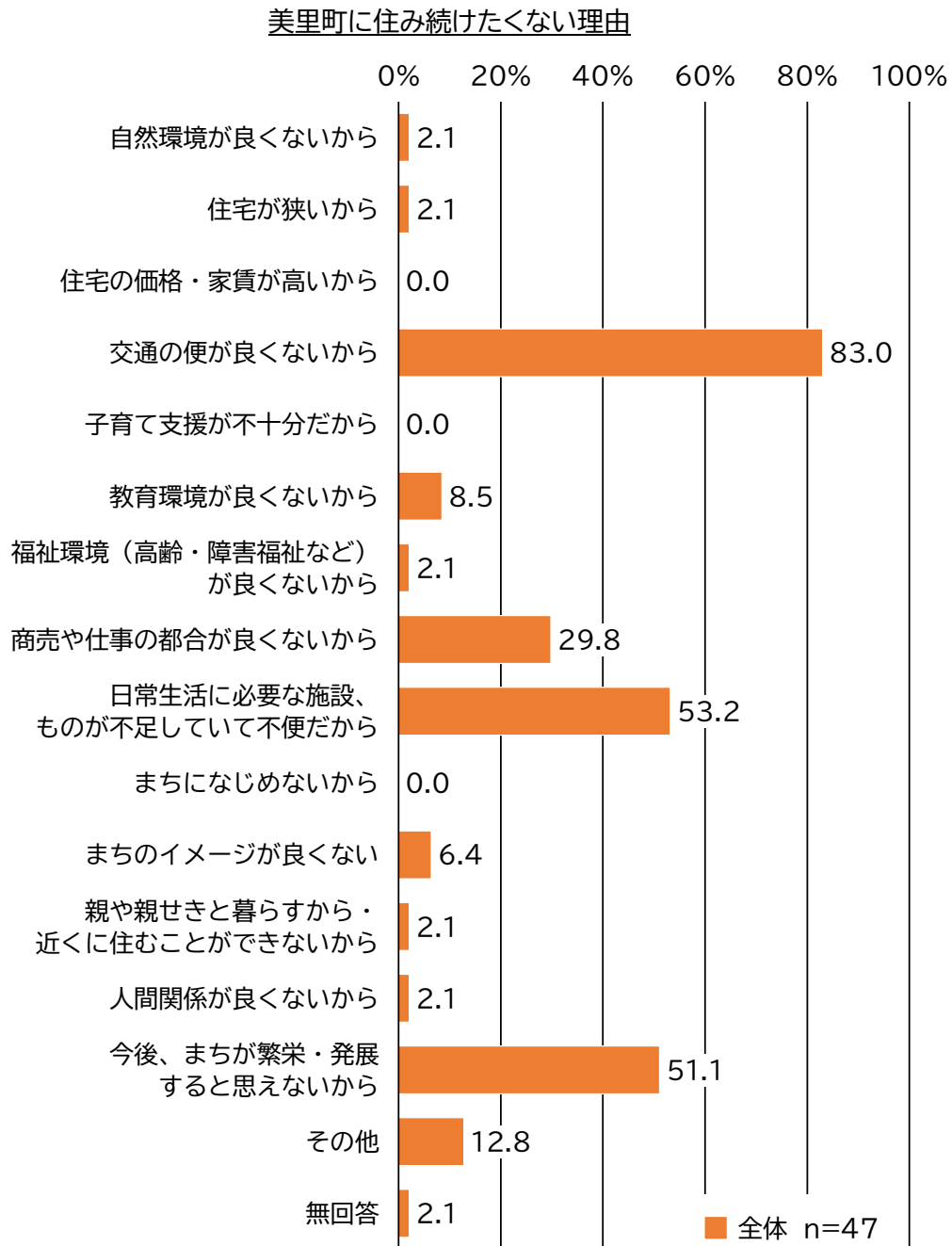
⑤ 美里町に住み続けたいと思う理由

美里町に住み続けたい理由は、「自然環境が良いから」「まちに住み慣れているから」が52.6%と最も高く、次いで「住宅が広いから」「親や親せきと暮らすから・近くに住むから」が31.6%、「商売や仕事の都合が良いから」が21.1%となっています。



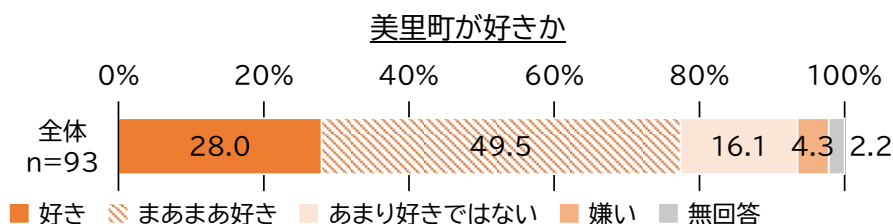
⑥ 美里町に住み続けたくない理由

美里町に住み続けたくない理由は、「交通の便が良くないから」が83.0%と最も高く、次いで「日常生活に必要な施設、ものが不足していて不便だから」が53.2%、「今後、まちが繁栄・発展すると思えないから」が51.1%となっています。



⑦ 美里町が好きか

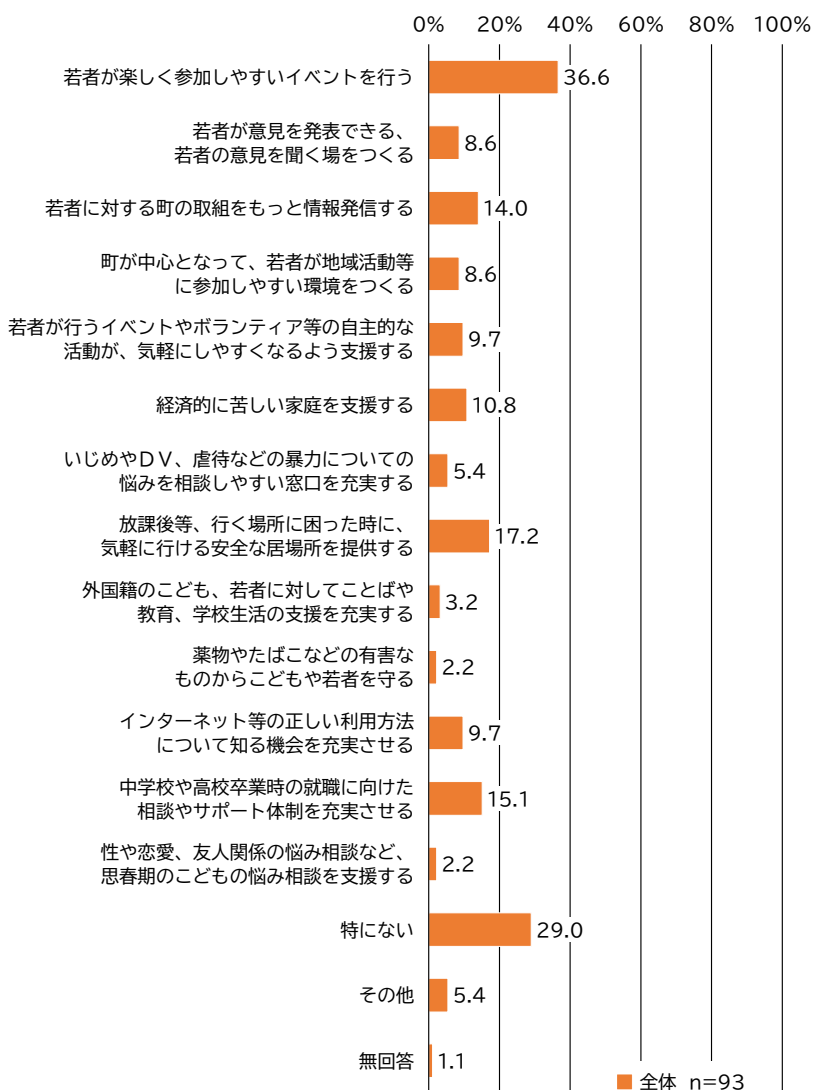
美里町が好きかについては、「まあまあ好き」が49.5%と最も高く、次いで、「好き」が28.0%、「あまり好きではない」が16.1%となっています。



⑧ こどもや若者に対する美里町の取組についての望み

こどもや若者に対する美里町の取組への望みは、「若者が楽しく参加しやすいイベントを行う」が36.6%で最も高く、次いで、「特にない」が29.0%、「放課後等、行く場所に困った時に、気軽に行ける安全な居場所を提供する」が17.2%となっています。

こどもや若者に対する美里町の取組についての望み



(1) ワークショップ

こども計画におけるこども・若者、子育て当事者への意見反映の取組として、町の将来像や必要な取組などに関することをワークショップ形式で話し合っていました。

① 実施概要

対象者	参加者	方法
若者向け(役場の若手職員)	12名	1グループ4名ずつで、「10年後、どんなまちにしたい?」「そのために必要なことは」の2つのテーマについて話し合う
こども向け	6名	小学生グループと中学生グループで「居場所」「学びや体験」「意見を言うことや相談すること」の3つのテーマについて話し合う

② 若者向けワークショップの結果

若者のワークショップでは、進学・就職時の若者の転出の多さを課題に挙げつつ、転出後、大人になってからも美里町に再び戻ってきたいと思える町になるために、幼少期・思春期の経験が大切だという観点を持つ方が多くいました。主な意見やアイディアは以下のとおりです。

分類	主な意見・アイディア
遊び、勉強、スポーツ	公園や児童館など、こどもが遊べる施設があるとよい／こどもがいろいろなスポーツや文化にふれることができる／勉強、スポーツでこどもが不自由しない町／英会話教室やスポーツ教室などの習い事があるとよい
レジャー	こどもを連れていけるようなカフェ／屋内でこどもが遊べる施設(カフェ併設)／商業施設が充実している／おしゃれな飲食店がある／子育て世代のイベントやこども向けイベントを増やす
交流	お母さんやこどもが交流できるスペース／こども・若者がたくさんいる町／ほかの地域から人がたくさん来る／今ある保育園が残っている
健康・医療	病児保育が必要／いつでも行ける小児科が欲しい／こども、家族が健康でいられる町
住まい	若者向けや単身者向けの住まい(アパート・マンション)が欲しい／ご近所に若い家族がいて欲しい／安心して住める町、安心して子育てできる町
交通	習い事・塾などでいろいろ送迎してくれるサービス／交通の利便性を高くしてほしい(JR、高速)／自宅から高校、大学へ通える／電車やバスなどの公共交通機関の充実／通学路の整備、安全、街灯
経済	子育て世帯がリーズナブルにご飯を食べれる施設がほしい／おむつ無料／継続した経済的支援／学童を安くしてほしい／若者が働く場所がある／町のPRで活性化



③ こども向けワークショップの結果

<小学生グループ>

小学生グループでは、各テーマについて具体的な意見が出てきました。「居場所」については、今ある施設が挙げられたほか、身体を動かして遊べる場所が多く出てきました。「学びや体験」については、美里町にちなんだ経験の他、前にあった体験が復活して欲しいとの意見がありました。「意見や相談」については、身近な人に相談したいとの意見が主でした。

テーマ		主な意見・アイデア
居場所	あなたにとっての居場所は？	ピアノ教室／習字教室／みさとトランポリン教室／図書館／学校／保育園／友達の家／じいちゃんの家／自分の家／庭／カントリーパーク
	どんな居場所があるといい？	佐俣の湯／保育園／ログハウス(自然の中)／綺麗な花があって落ち着く場所／町の観光施設(八角トンネル、3333段の石段、二俣橋)／ともちドーム／誰でも入れる公園(障がい者も)／いろんなスポーツができる場所／雨の日でも遊べる場所
学びや体験		美里町のみんで美里町俳句を考えるイベント／みんなで給食を考えるイベント／学校対抗ドッジボール／オリジナル折り紙教室／美里かぼちゃ栽培や石橋づくり教室など美里町にちなんだ体験／パン作りやプリン作り／放課後子ども教室の復活／合鴨を育てて米作り体験の復活／ミュージカル体験教室／スポーツ教室／美里の自然を周る体験
意見や相談をいう方法		友達など身近な人に相談する／AIに相談する／なんでそういうことをするのかかわかってくれる人に相談する

<中学生グループ>

中学生グループでは、自分の好みや経験に基づいた意見が出されました。「居場所」については、商業施設や運動できる場所が多く挙げられました。「学びや体験」については、自身(こども)が興味のあるイベントが多く挙げられました。「意見や相談」については、小学生とは異なり、身近な人には相談しづらいといった意見が出ました。

テーマ		主な意見・アイデア
居場所	あなたにとっての居場所は？	学校／友達の家／自分の好きなことができる場所／気が楽になれる場所／自分があるのままで過ごせる場所／ネット(SNS)／自宅、自分の部屋／屋外の広い場所／集中できる場所
	どんな居場所があるといい？	美里町から通えるゲームセンター、映画館、自分が好きなブランドの服屋／カラオケ／趣味のものが買える場所／スポーツができる体育館、公園、バスケットゴール／公共施設のフリーWi-Fi
学びや体験		運動を学べる場(スケボー、球技、ボルダリング)／クラブチームが少ない／サバイバルゲーム／地域の人と交流できる場所／趣味を語れる場所・イベント／空き家を使ったお化け屋敷／クラスマッチを年3回
意見や相談をいう方法		メールやチャット／他人、ネットの友達／推しに相談する／親など身近過ぎる人には相談しづらい／LINEは契約してない子もいる／人間関係の相談／LGBTQIの相談

(2) オンライン意見箱

テーマ	主な意見・アイデア
子育て面のサポート	・役場窓口に行きに行った際にベビーベッド等が無かったので、検討してもらいたい ・共働き世帯のために保育サービスの時間を遅くしてほしい ・転入時に、役場窓口で子育てに関するサポートや予防接種、定期健診の説明 ・母親の心のサポート
こども・若者の居場所	・若者に関心がある場所 ・大人もこどもも交流できるカフェ(図書館と併用、雨でも遊べる) ・こどもからお年寄りまで集えるよう、図書館を立派なものにするとよい ・若者と高齢者が近くで過ごせるような広場や施設 ・自然と交われる場所があるとよい
こども・若者の遊び場	・休日などにこどもが安心して遊べる室内外の施設 ・若い人が住むことが出来る分譲地に、公園など遊べるところが欲しい ・パチンコジュピター跡にスケートボードリンクを作る事はどうか
住環境	・まずは若者が住む住環境が1番だと思う ・住むところがなくて町外に行かれる方もいるので、子育て世代や若者が住めるような住宅・アパートなどの建設 ・空き家等の利用、仮設住宅、移住促進など ・若者が安心して住める住宅の整備(空き家バンクなどの空き家に住むのは心配) ・ゴミのリサイクルが区で集めるものになっているので、子育て世代は時間的に出向くのが難しいし、出すのも大変
交通環境	・高校を選択する時、交通の便が不安になる ・小学生の登校にスクールバスが使われているが、雨天時は中学生も乗れるようにするなど、中学生が利用できる仕組みづくり ・高校生、大学生へのスクールバスの提供 ・バス代や電車の半額補助 ・高校進学時の交通費が一番ネック、美里町在住の高校生に一律補助金があるとよい
賑わいやイベント	・週末イベントがある環境 ・イベント等継続して実施
仕事・企業誘致	・新たな事業者の誘致など ・若者でも働きたいと思う労働場所 ・集落営農、農業法人化、その従業員による送迎など ・山里を生かした大きい企業を呼ぶ
教育環境	・こどもたちにとって学びの多い教育環境整備は必要だと思う ・少子化が進み、生徒数が激減しているので、合併、再編も考えたほうがよいと思う ・町内の小中学校は校舎も古く安全面が気になる ・避難民のこどもたちの学校教育を促進(教育に興味がある志のある方で実施)
保健・医療の提供	・医療機関の充実 ・病児保育を増やして欲しい
経済的支援	・給食費無償化 ・こども手当の増額 ・育児費用の支援 ・オムツ、ミルクなどを買う補助金があれば
町のPR	・若い人が住みたいと思える発信やアピール ・ふるさと納税返礼品の発信力が弱い ・町の特産品を色々な所で、宣伝して欲しい ・担当者を決めて、SNSの発信が上手な方に町の魅力を伝えて欲しい。もしくは、観光大使の方を有効活用
商業施設	・こどもが買い物をする場所がない ・若い人が住むことが出来る分譲地に、ちょっとしたスーパーなどが欲しい ・立ち寄れる商店や場所 ・家の近くにコンビニが欲しい

第3章 計画の基本的な考え方



子育てとは本来、こどもに大きな愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長することで、喜びや生きがいを得ることができるものです。

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、すべてのこども・若者が未来に夢や希望をもって成長できる社会を築いていく必要があります。

上記の考え方をもとに、前期計画では「すべての子どもが健やかに育ち 子どもの笑顔があふれるまち 美里町」を基本理念として掲げ、計画を推進してきました。

令和7年度から新たに始まる本計画にあたっては、前期計画の基本理念を踏襲しつつ、こども大綱の趣旨や総合計画において掲げる町の将来像及び基本目標を踏まえ、本計画の目指す方向性である基本理念を、「すべてのこども・若者が自分らしく生きる 美里町～地域・学校・家庭・社会全体で全力応援～」とします。

豊かな自然と地域が見守る中で、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができる社会、「こどもの最善の利益」が実現され、すべてのこども・若者が自分らしく生きる社会を目指し、計画を推進します。

基本理念

すべてのこども・若者が自分らしく生きる 美里町
～地域・学校・家庭・社会全体で全力応援～

こども・若者及び子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがないよう、すべてのライフステージに共通した支援に取り組みつつ、それぞれのライフステージの特有の課題を捉え、ライフステージごとに必要な施策を推進していきます。

施策の柱Ⅰ ライフステージを通した支援

- 1 こども・若者が権利の主体であることの地域全体での共有
 - (1) こどもの権利を大切にする意識の醸成
 - (2) こどもの社会参画・意見反映の推進
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (1) 遊びや体験活動の推進・基本的な生活習慣の確立
 - (2) こどもや子育て世帯が暮らしやすいまちづくり
 - (3) こども・若者が活躍できる機会づくり
- 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療・福祉の提供
- 4 多様なこども・若者・子育て家庭への支援
 - (1) こどもの貧困対策
 - (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
 - (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 5 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
 - (1) こども・若者の自殺対策
 - (2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくり
 - (3) こども・若者を犯罪等から守る取組と非行防止

施策の柱Ⅱ ライフステージ別の支援

- 1 こどもの誕生から幼児期まで
 - (1) 妊娠前から産前産後の支援の充実
 - (2) 乳幼児期の教育・保育
- 2 学童期・思春期
 - (1) こどもが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い公教育の充実
 - (2) こども・若者の居場所づくり
 - (3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - (4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - (5) 学校生活における支援の充実
- 3 青年期

施策の柱Ⅲ 子育て当事者への支援

- 1 子育て世帯への経済的支援
- 2 地域子育て支援
- 3 ひとり親家庭への支援

第4章 施策の展開



1 こども・若者が権利の主体であることの地域全体での共有

(1) こどもの権利を大切にすることの意識の醸成

【現状・課題】

- すべてのこどもは、誰もが生まれながらにして権利を持っています。こどもが自分の権利を知り、理解を深めるために主体的に学ぶことは、自己肯定感を育むことにつながります。
- こどもだけでなく、保護者・教職員・こどもに関わる機関や組織のスタッフなど、すべての大人がこどもの権利を理解し、具体的に自らができることを学ぶ機会を持つことが必要です。

【方向性】

- 町民の意識を高めていくため、講演会や研修会、その他あらゆる機会を利用し、人権教育・啓発を実施していきます。
- こどもの権利が阻害された際には、こどもやその親からのすべての相談に対して、丁寧に寄り添った対応ができる体制整備を構築し、こどもやその親が安心して、自分の声を届けられる環境づくりを行います。

【具体的な施策】

① こども・若者に対する情報提供・啓発、教育	担当課
命の尊さや自尊感情を育む教材の洗い出しなどを行い、指導方法の工夫改善に努めるとともに、こどもたちの自己表現力やコミュニケーションの能力向上を目指します。	総務課 社会教育課 学校教育課
② 町全体に対する情報提供・啓発、教育	担当課
人権教育推進協議会や青少年町民会議をはじめとする人権教育や青少年育成に関する講演会を開催するとともに各種研修会への参加機会の提供に努めます。	総務課 社会教育課 学校教育課
③ こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	担当課
こども・若者の声を聴く機会のある関係者やこどもに関わる活動の担い手に対して、会議、研修及びメンタルケアを通して、人材確保、育成、支援を行います。	こども応援課
④ こども・若者に対する相談体制の充実強化	担当課
こどもの権利侵害に関する相談窓口を設置し、案件内容に応じて関係部局と情報共有・協議をおこない、こどもの権利侵害が解消される取組を行います。	こども応援課

(2) こどもの社会参画・意見反映の推進

【現状・課題】

- 本計画を推進していくにあたって何よりも大切なのは、当事者であるこども・若者の意見です。こども基本法では、第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念とされています。
- 本計画策定にあたって、未就学児の保護者・小中高校生及びその保護者、若者世代に対してアンケート調査を実施しました。また小中学生や若者に対してワークショップを実施し、意見聴取を行いました。

【方向性】

- こども・若者が町政やまちづくりについて考え、社会参画の機会を確保する取組を推進していきます。

【具体的な施策】

① こどもの社会参加や意見表明の場づくり	担当課
美里町ではこども視点でのまちづくりと、こどもの社会参画を目的とした「中学生意見交換会」を実施しています。このようなこどもの意見表明の場を継続して設け、こどもの意見や答弁について、広報紙やホームページ等を通してフィードバックし、こどもの意見の反映を行います。	学校教育課 こども応援課
② こどもの意見を聴取する方法の多様化	担当課
こども・若者及び子育て当事者と町の意見交換会を定期的 to開催します。また、SNS等のデジタル技術を活用し、より多くの意見表明の機会の多様化を図ります。	こども応援課

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(1) 遊びや体験活動の推進・基本的な生活習慣の確立

【現状・課題】

- 遊びや体験活動は、こども・若者の学びにつながり、認知的スキルや情動的スキルを育みます。その学びはこども・若者の自己肯定感にもつながります。また、多様な動きを身につけ、健康を維持することにつながります。ワークショップでは、美里町での体験や学びに関する意見が多く挙げられており、これらの環境整備や機会の提供が必要です。
- 生活習慣の確立は、生涯にわたって健康な生活を送るために必要です。小中高校生向けのアンケート調査では、寝る時間が「午前0時以降」の割合が26.8%となっています。また、朝ごはんを「週1～2日、ほとんど食べない」とした割合が6.1%となっています。

【方向性】

- 地域資源を活かした遊びや体験活動、スポーツ活動及び読書活動の充実に取り組みます。
- 学校と家庭・地域が一体となって基本的な生活習慣の確立に努めます。

【具体的な施策】

① 町の歴史や文化に触れる機会の促進	担当課
体験を通じた実感を伴う学習を重要視するという意識のもと、美里町の豊かな自然や優れた文化財を活かした地域学習を行い、美里町の歴史や文化に触れる機会を促進します。	社会教育課 学校教育課
② ジュニアスポーツの充実	担当課
各種スポーツ大会の開催やジュニアスポーツ向けの講習会の開催を推進し、こどもたちが幼いころから運動やスポーツに親しむ環境づくりを行います。またジュニアスポーツを支える指導者の育成を行います。 【取組指標】各種スポーツ大会開催：9回(R3)→10回(R9)	社会教育課
③ こどもの読書活動の推進	担当課
こどもの読書活動を促す環境やこどものニーズに合わせた図書・電子図書の整備、家庭や読み聞かせボランティア等と連携した読書活動を推進します。 【取組指標】図書の蔵書数：20,467冊(R3)→22,000冊(R9)	社会教育課 学校教育課
④ 基本的な生活習慣・学習習慣の確立	担当課
「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進や地域で採れる食材について理解と関心を高め、生産者や食材提供者との交流を図り、学校給食でも郷土料理や伝統料理の提供に努めます。	社会教育課 学校教育課
⑤ 学校、保育所等における食育の推進	担当課
学校・保育所等において栄養バランスの取れた給食提供の推進、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成、栄養教諭等による指導の充実を図ります。	学校教育課 健康保険課
⑥ 地域での体験等を通じた食への意識向上	担当課
食べ物の栽培や収穫体験などの農業体験、食生活改善推進員協議会による親子食育教室など、こどもの食について意識向上を図る取組や食育マナーを推進します。また、給食試食会、講話等を実施します。	学校教育課 健康保険課

(2) こどもや子育て世帯が暮らしやすいまちづくり

【現状・課題】

- 定住促進のための住宅環境整備が進められる中で、こども・若者や子育て世代の目線に立った生活空間を形成し、「こどもまんなかまちづくり」を進めていく必要があります。
- 若者向けワークショップにより、若者や子育て世代向けの住宅が少なく、定住につながりにくいという意見がありました。
- 小中高生向けのアンケートで、「周囲にもっとあったらいい場所」で出た上位3位の意見は、「自由に遊べる場所」(53.7%)、「友人と気軽におしゃべりできる場所」(36.6%)、「一人でゆっくりできる場所」(35.4%)でした。

【方向性】

- こどもを中心に考えた空間づくりやこどもとその保護者等が利用しやすい生活環境づくりに努めます。
- こどもや若者、保護者同士が交流できる場を充実させていきます。

【具体的な施策】

① こどもや子育て当事者の目線に立ったこどもの遊び場の確保	担当課
地域の公民館や公園等を活用し、こどもの遊び場を確保するとともに、公園や遊具、児童館等の親子や親同士が交流できる場所や機会の確保について、今後のニーズを踏まえて検討します。また、庁舎等の公共施設の環境整備等を通して、こどもや子育て当事者が気軽に利用できる居場所づくりに努めます。	社会教育課 こども応援課
② 若者世代や子育て世帯等に向けた住まいの確保	担当課
定住促進団地、空き家バンク及び町営住宅を活用して若者世代の移住・定住を促進するなど、子育て世帯などが安心して居住できる環境の整備に努めます。	美しい里創生課 建設課
③ 保育所等施設整備事業	担当課
施設整備の要望を聞くとともに、園舎、空調、トイレ、防犯対策、遊具、園庭等の整備及び障がい児等にもやさしいバリアフリー対応に必要な整備の助成を行い、保育しやすく、こどもたちが過ごしやすい環境づくりに努めます。	こども応援課
④ 通学路等の安全性の確保	担当課
美里町明る化計画事業(防犯灯設置)や地区が設置する防犯灯に対する支援、防犯カメラ設置事業を通し、犯罪や事故を未然に防止します。 また、通学路交通安全プログラムをはじめとする町職員や青少年育成町民会議によるパトロールの継続や自治組織、地域住民による防犯活動を支援し、こどもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を進めます。	建設課 総務課 学校教育課 社会教育課
⑤ 災害からこどもを守る防災教育の推進	担当課
こどもの発達程度に応じて、防災のための心構えを身に着けるための授業や熊本地震関連教材「つなぐ」を使った道徳科の授業実践を行います。また、自ら考え、判断し、危険を回避する避難訓練の実施や、防災マップを使った危険箇所の確認と災害時の避難方法についての学習を行います。	学校教育課

(3) こども・若者が活躍できる機会づくり

【現状・課題】

- こども・若者の一人ひとりの長所を伸ばし、多様な価値観、伝統・文化への理解、外国語によるコミュニケーション能力を育成するためにも外国言語の教育や国際交流を推進する必要があります。
- 性別にかかわらず誰もが可能性を広げ、望む将来に進むことができる環境をつくるためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を図るなど、男女共同参画の推進が重要となります。

【方向性】

- 男女共同参画の推進、多様性に関する知識の普及啓発等を行い、こども・若者の様々な可能性を広げるための取組を推進します。
- 学校教育を通じて、国際理解教育や外国語教育を推進します。

【具体的な施策】

① 男女共同参画の推進	担当課
性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女がともに認め合い、いきいきと活躍できるよう、男女共同参画に対する町民の理解の促進、各種会議や各種活動の場における男女の登用機会の均等、男女が共に働きやすい環境の整備に努めます。	総務課 学校教育課 社会教育課
② 外国語教育・国際理解教育の推進	担当課
グローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力の必要性が高まっています。そのため外国語活動の充実、ALT や外国語指導助手の活用を図り、中学卒業時における英検3級以上の取得を目指します。	学校教育課
③ 在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの支援	担当課
在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもへの日本語の支援が必要かどうかを保護者に確認し、支援の希望があった場合は、学校での授業時間を利用し、個々の状況に応じた日本語学習等の個別授業を行います。	学校教育課

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療・福祉の提供

【現状・課題】

- 妊娠や育児の不安、悩みに関する支援は必要不可欠です。不安や悩みなく出産や子育てができるよう、妊娠期から母子に寄り添った相談支援等を行っています。
- 美里町では、令和6年4月から美里町福祉保健センター湯の香苑内に「美里町こども家庭センター」を設置しました。母子保健と児童福祉を一体化し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。

【方向性】

- こども家庭センターを中心とした、母子保健機能、児童福祉機能の一体的な相談支援体制の構築を行い、包括的かつ切れ目のない支援を推進し、誰一人取り残さない体制の整備に努めます。

【具体的な施策】

① こども家庭センターにおける相談体制の充実強化	担当課
「母子に対する相談支援」、「乳幼児健診」などの母子保健業務と「こどもに関する相談支援」、「児童虐待対応」などの児童福祉業務を一体化し、妊娠から出産、子育てに至るまで、こどもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口として、相談を受け確実に支援につなぎ、育児ストレスや児童虐待、ヤングケアラーなど、様々な問題の早期発見、対応に努めます。	こども応援課
② こども家庭ソーシャルワーカー取得(質の向上)	担当課
児童福祉法の改正に伴い、こども家庭福祉の実務者の専門性向上をめざして、認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました。美里町においても、相談を受ける行政職員の資格取得に努めます。	こども応援課
③ 関係機関との顔の見える関係づくり	担当課
関係機関との顔の見える連携により、適切な支援がスムーズに受けられる体制を構築します。	こども応援課
④ 小・中学校への相談員の配置	担当課
小・中学校に相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。また、こども・若者が相談しやすい体制づくりに努めます。	学校教育課 こども応援課 福祉課 社会教育課

4 多様なこども・若者・子育て家庭への支援

(1) こどもの貧困対策

【現状・課題】

- こどもが日々の食事に困ること、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない、進学を諦めざるを得ない等、貧困によってこどもの権利が侵害されます。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難をこどもが強いられることがないような社会をつくる必要があります。
- こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。地域や社会全体で課題を解決する認識を持ち、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることが重要です。
- 小中高生保護者へのアンケートで、現在の暮らしの状況については、「普通」が49.4%、「苦しい」が34.5%、「大変苦しい」が10.3%となっています。

【方向性】

- 生活困窮をもとに多様な課題を抱えた子育て世帯に対して、重層的支援体制の整備により、きめ細やかな対応を行います。
- 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進め貧困の連鎖を断ち切ります。
- こども食堂や学習支援によりこどもの居場所づくりに努めます。

【具体的な施策】

① こどもの貧困に対する社会の理解促進	担当課
子育て支援関係者に関する研修会等の開催及び広報等による周知により、理解の促進に努めます。	こども応援課
② こども食堂などの利用促進	担当課
こども食堂の活動に対して協力、支援を行います。	こども応援課
③ 困窮世帯等への自立支援	担当課
生活困窮者の方々に対してきめ細やかな相談支援を行い、生活困窮者を取り巻く複合的な課題に対し、個々の困窮者の状況に応じて、家計、就労、住居等の相談や支援を一体的に提供します。	福祉課

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

【現状・課題】

- 障がいのあるこども・若者、発達が気になるこどもの支援(自立支援・経済的支援)を行い、将来の自立や社会参加のための取組を推進する必要があります。
- 医療的ケア等の専門的な支援が必要なこども・若者とその家族も支える地域の連携体制が必要です。
- 乳幼児期・学童期・思春期、そして就労支援等に円滑に移行するための関係者の連携は必要不可欠です。

【方向性】

- 関連計画である「美里町障がい者計画、美里町障害福祉計画、美里町障害児福祉計画」に基づき、障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援を進めていきます。

【具体的な施策】

① 適切な医療・福祉サービスの充実	担当課
児童発達支援センターでの育児相談や放課後デイサービスの充実など、今後も保健、医療、福祉、教育等の各分野・機関での連携を強化し、支援体制の充実に努めます。	こども応援課 福祉課
② 福祉サービスにおける障がい児の受け入れの推進	担当課
障がい児保育の充実を図るため、町独自で交付している障がい児保育事業補助金の拡充や受け入れやすい環境づくりに対する助成などを行います。	こども応援課 福祉課
③ 健康診査による病気や事故の予防の推進	担当課
乳幼児を持つ保護者に対して、こどもの障がいや原因となる病気や事故を予防するため、乳幼児健診等を通じた医師や保健師による助言を行い、関係機関との連携を図りながら、各種健診や相談・指導など、支援の充実に努めます。	こども応援課 福祉課 健康保険課 学校教育課
④ 教育・療育支援体制の充実	担当課
多様なケースに対応できるよう、特別支援連携協議会等で関係機関との情報共有を密に行い、幼・保・小・中と横断的なつながりを持った教育・療育支援に取り組みます。さらに個別ケース会議やコーディネーター会議を定期的に開催し、こどもに対する共通理解や対応、情報を共有・相談することで、よりよい支援に努めます。	学校教育課 福祉課 こども応援課
⑤ 特別支援教育の充実	担当課
通常学級で学ぶ支援が必要なこどもがより良い学びを得られるよう、学習支援員を配置し、支援体制を強化します。また、小中学校においては、すべてのこどもたちが学びやすい環境を提供するため、通級教室の充実に努めます。	学校教育課 福祉課
⑥ 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援	担当課
慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、成人後も切れ目のない医療費補助が受けられるよう、医療機関や県、関係機関と連携して適切な情報提供ができるよう努めます。	福祉課

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【現状・課題】

- 虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るもので、どんなことがあっても許されるものではありません。こどもが安心して心身ともに健やかに成長できるように虐待防止対策を強化する必要があります。
- ヤングケアラーは、こども自身や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。
- 小中高生へのアンケートでは、家族の中にお世話している人はいるかという質問に、「いる」が3.7%、「今はいないが過去にいた」が2.4%となっています。
- また、若者へのアンケートでは、自分がヤングケアラーであったと思うかの質問に、「かつてはそうであったが、今現在はそうではない」が5.4%となっています。

【方向性】

- 社会的養護を必要とするこども・若者やヤングケアラーの早期発見・把握に努め、適切な支援につなげます。
- こども家庭センターを中心に社会的養護を必要とするこども・若者やヤングケアラーへの支援や相談対応を行います。

【具体的な施策】

① 児童虐待の早期発見	担当課
虐待の早期発見・早期対応を行うため、こども家庭センターを中心に、主任児童委員や民生委員・児童委員との連携強化や啓発活動等を積極的に行い、児童虐待の早期発見に取り組みます。	こども応援課 学校教育課 福祉課
② 虐待防止ネットワークの充実	担当課
虐待防止に向け、保育所や学校、医療機関だけでなく、NPOやボランティア団体など、必要な関係機関との連携を拡充し、取組を継続します。また、こどもの人権相談員を配置し、こどもたちが相談しやすい環境づくりを推進するため、定期的な相談窓口の周知、啓発を行います。	こども応援課 学校教育課 福祉課
【取組指標】実務者会議：年3回実施、ケース検討会議 相談に対する実施率 100%	
③ 総合的なこどもと保護者の心の健康づくりの充実	担当課
保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題への早期対応を図るため、乳幼児健診時の専門員や子育て支援センターでの育児相談を継続して実施します。	こども応援課 健康保険課 学校教育課
④ 家庭支援事業等の推進	担当課
子育て短期支援事業等(児童福祉法第21条の18に規定された事業)を必要とする家庭に対し、事業利用の勧奨・支援を行います。	こども応援課

⑤ こども家庭ソーシャルワーカー取得(質の向上)(再掲)	担当課
児童福祉法の改正に伴い、こども家庭福祉の実務者の専門性向上をめざして、認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設されました。美里町においても、相談を受ける行政職員の資格取得に努めます。	こども応援課
⑥ 被害にあったこども・若者に対する支援の対応	担当課
虐待等の被害にあったこどもに対して、児童相談所や学校等と連携するとともに、要保護児童対策地域協議会において支援にあたります。 また、里親支援センターと連携を行い、社会的養護を必要とするこども・若者が里親等とつながることができるよう支援を行うとともに、支援の認知度向上のための広報啓発事業を行い、周知に努めます。	こども応援課
⑦ ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築	担当課
教育委員会、学校、福祉分野等の各関係機関と情報共有及び連携し、ヤングケアラーの早期発見及び実態の把握に努めます。また、ヤングケアラーと思われるこどもに対しては、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。	こども応援課

5 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(1) こども・若者の自殺対策

【現状・課題】

- 誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進する必要があります。
- こども・若者の自殺対策については、電話や SNS 等を活用した相談体制の整備や専門家等が連携し悩みを抱えるこども・若者への支援を行う必要があります。

【方向性】

- 自殺対策計画を含んだ計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、様々な自殺対策事業について推進していきます。

【具体的な施策】

① 地域ネットワークの強化による自殺対策	担当課
自殺対策に関わる地域ネットワークを強化し、情報共有体制や緊急時の対応体制を整えます。また、必要に応じて家庭訪問を実施し、個別の検討が必要な場合はケース会議を開催し、対応を検討します。とくに、こども・若者の自殺対策については、教育委員会、学校、PTAを通した情報提供や注意喚起を行います。	福祉課 こども応援課 学校教育課 社会教育課
② 小・中学校への相談員の配置(再掲)	担当課
小・中学校に相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。また、こども・若者が相談しやすい体制づくりに努めます。	福祉課 こども応援課 学校教育課 社会教育課
③ 自殺対策に関わる人材の育成	担当課
県主催のゲートキーパー研修への参加の推進や自殺対策に関する知識を身につけられる学習会などを開催し、庁内や団体で自殺対策に関わる人材を育成します。	福祉課 こども応援課 学校教育課 社会教育課
④ こどもに向けた自殺予防に関する広報啓発	担当課
各学校に児童・生徒向けの悩みやストレスの相談先の周知を推進します。また、学校教育を通して、いのちの大切さについて啓発を行います。	福祉課 こども応援課 学校教育課 社会教育課

(2) こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくり

【現状・課題】

- こどもが適切にインターネットを利用する力を身に付け情報をしっかりと取捨選択して利用するとともに、情報発信の際も適切に行うことができるようにすることが重要な課題です。
- インターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を阻害する有害情報もあり、こどもが安全にインターネットを利用できるようにするとともに、安全に利用できる能力習得の支援、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進などの安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。
- 小中高生へのアンケートでは、スマートフォンやインターネットの利用状況について、学校以外でインターネットを利用する時間が3時間以上である割合が39.0%、その利用目的は、「友人とのメールやメッセージのやり取り、通話をする」(72.0%)が最も高い割合となっており、こども・若者の生活の中で、インターネットが身近なものになっていることが分かります。

【方向性】

- こどもが安心してインターネットを利用でき、安全に利用できる能力を取得するための支援を行います。

【具体的な施策】

① こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	担当課
町内の小中学生に対して一人一台学習用端末を整備し、学習目的や目指す姿の共有化や授業の振り返り等を取り入れることにより、こどもの主体性を伸ばし、画一的な教育ばかりでなく、複線的な学習にも取り組みます。また、デジタル教材の拡充と併せ、インターネット環境の整備にも努めます。	学校教育課
② 情報モラル教育の推進	担当課
SNS上の問題やネット上のマナー問題等の学習など情報モラルに関する学習・指導の充実を図り、効果的な活用に努めます。	学校教育課

(3) こども・若者を犯罪等から守る取組と非行防止

【現状・課題】

- こどもの命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、こどもが健やかに育つ環境づくりのため、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。
- こども・若者の非行防止や非行・犯罪をしないための教育等を実施し、健全な成長につなげる必要があります。

【方向性】

- 再犯防止推進計画を含んだ計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、こども・若者が安心安全な環境で生活ができるように努めます。
- 地域全体で連携し、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

【具体的な施策】

① 安心・安全な学校づくり	担当課
こどもたちの安全確保のための定期的な訓練や行事を実施するなど、不測の事態に備えた安全対策を徹底し、家庭・地域・警察等の関係機関と連携を進めていきます。また、危険を回避するなどの児童生徒の安全意識を高める学習を充実させます。	学校教育課
② 小・中学校への相談員の配置(再掲)	担当課
小・中学校に相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。また、こども・若者が相談しやすい体制づくりに努めます。	学校教育課 こども応援課 福祉課 社会教育課
③ 関係機関と連携した非行防止の取組	担当課
青少年の非行を防止するため、学校・家庭・地域・警察と連携し、定期的な情報共有及び補導パトロールを実施するなどの取組を行います。	社会教育課
④ 通学路等の安全性の確保(再掲)	担当課
美里町明る化計画事業(防犯灯設置)や地区が設置する防犯灯に対する支援、防犯カメラ設置事業を通し、犯罪や事故を未然に防止します。 また、通学路交通安全プログラムをはじめとする町職員や青少年育成町民会議によるパトロールの継続や自治組織、地域住民による防犯活動を支援し、こどもの安全な通行を確保するための道路交通環境の整備を進めます。	建設課 総務課 学校教育課 社会教育課

1 こどもの誕生から幼児期まで

(1) 妊娠前から産前産後の支援の充実

【現状・課題】

- こどもの誕生から幼児期までは、こどもの将来を左右する最も大事な時期です。こどもの育ちを社会全体でしっかりと支えるとともに、こどもだけではなく保護者にも目を向け、ウェルビーイングの向上を目指す必要があります。
- すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、出産前から子育て期にかかるまで切れ目のない子育て支援等を行うこと、加えて、保健・医療の確保や相談体制の強化を図る必要があります。

【方向性】

- 経済的支援を行うことで、妊婦や子育て中の家庭の負担を減らします。
- 妊娠する前から様々な悩みや相談事に対して相談できる体制や必要な情報発信を充実させます。

【具体的な施策】

① 子育て中の家庭への経済的支援	担当課
子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きく、その経済的負担を軽減するため医療費の助成や出生祝い金などの支援を行い、子育て家庭の生活の安定に努めます。具体的な支援については本計画の「施策の柱3-1 子育て世帯への経済的支援」で掲載しています。	こども応援課
② 妊婦のための経済的支援	担当課
子育て世帯への経済的負担軽減のため、妊娠届出時及び出産後に給付金を支給しています。美里町では独自の支援策として、上乗せをして支給しています。今後も継続して実施し、妊産婦への経済的支援に努めます。	こども応援課
③ 産後ケア事業	担当課
令和6年度より、産後ケア事業を展開し、出産後に自宅で育児をサポートしてくれる人がいない、授乳がうまくいかないといった子育てに関する不安や、出産・育児の疲れによる心身の不調を感じている方を対象として支援を行っています。令和6年度時点で利用件数は1件となっているため、母子と接する機会のある職員(出生届出時や健診時)がサービスの内容を深く理解し気軽に利用できるような、周知の工夫に努める他、対象者へのアンケートによる認知度やニーズの確認、訪問型支援の委託先の追加を行い、利用件数の向上を図ります。	こども応援課

④ 妊産婦・乳幼児健診の場を活用した相談等の充実	担当課
保護者の育児不安の解消を図るため、母子健康手帳の交付時、妊娠8か月、出産後にアンケートをとり、伴走型相談支援を実施しています。また、令和6年度よりこども家庭センターを開設し、対面・電話・LINE による相談の場を提供しています。今後も相談内容に応じて、支援が必要な方には相談の場の情報提供を行います。また、町内各施設に子育て相談室の整備を検討し、相談しやすい環境づくりに努めます。 【取組指標】LINE 登録件数:142 件(R6)→登録者数増加 相談受付件数:227 件(R6, 12)	こども応援課 健康保険課
⑤ 乳幼児健診、保健指導の充実	担当課
乳幼児期から病気の予防や健康的な生活習慣を確立するため、歯科健診等、各発達段階における健診を行います。現在、町では3～4か月健診、6～8か月健診、10 か月相談、1歳相談、1歳半健診、2歳歯科健診、3歳健診、4歳歯科健診、5歳健診を行っています。併せて、相談を行い、こどもの成長・発達の支援に取り組めます。また、母子保健スタッフ研修会を定期的に開催し、保健指導の質の向上に努めます。 【取組指標】各種健診・相談の受診率:90%以上(R6)→現状維持 母子保健スタッフ研修会:年2回(R6)⇒年3回	こども応援課 健康保険課
⑥ 総合的なこどもと保護者の心の健康づくりの充実(再掲)	担当課
保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題への早期対応を図るため、乳幼児健診時の専門員や子育て支援センターでの育児相談を継続して実施します。	こども応援課 健康保険課
⑦ 美里町子育て応援アプリ【ミサトモ】の活用	担当課
令和6年10月より母子手帳アプリ「ミサトモ」を導入し、母子健康手帳のデジタル化を開始しています。本町の取組を子育て世帯にもっと便利に活用してもらうために、子育て情報の配信や妊娠・出産に関する情報を発信します。 【取組指標】妊娠届出時アプリ加入率:100%	こども応援課
⑧ 産前・産後パパ・ママ教室	担当課
育児の悩みや不安を抱える親が乳幼児期に必要な心と体の発育や発達についての講座や遊び、情報交換を通してこどもとの関わり方を学べる場を提供します。	こども応援課

(2) 乳幼児期の教育・保育

【現状・課題】

- 少子化が進行する一方で、女性の就業率の上昇などによる共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化してきている状況を踏まえ、幼児期の教育・保育の量の確保や質の向上を図るため、様々な保育ニーズに対応するための環境整備を計画的に実施していく必要があります。
- 国では、令和5年12月22日に閣議決定した「こども未来戦略」のなかで、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設することを掲げ、令和8年度からの本格実施に向け、試行的事業を実施しています。

【方向性】

- 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。
- 幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、こどもの発達や学びの連続性を確保するために学校教育への円滑な接続へ取り組みます。
- 保育人材の確保や保育現場の負担軽減を図ることで、よりこどもに目を向けられる環境づくりを行います。

【具体的な施策】

① 教育・保育の提供体制の確保	担当課
現在、私立保育所が3園、認定こども園が2園あり、それぞれ幼児教育や保育等を実施しています。各教育・保育事業について、質の確保・向上を図りながら実施をしていくとともに、量の見込みに対する受け皿の確保を図ります。確保方策については本計画の「第5章 量の見込みと確保方策」で詳細を記載しています。	こども応援課
② 地域子ども・子育て支援事業の進行管理	担当課
子ども・子育て支援法に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」については、本計画の「第5章 量の見込みと確保方策」で詳細を記載しています。これらの事業計画の進行管理のため、計画に基づく施策の実施状況等について、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報などを通じて公表します。	こども応援課
③ 保育所等施設整備事業(再掲)	担当課
施設整備の要望を聞くとともに、園舎、空調、トイレ、防犯対策、遊具、園庭等の整備及び障がい児等にもやさしいバリアフリー対応に必要な整備の助成を行い、保育しやすく、こどもたちが過ごしやすい環境づくりに努めます。	こども応援課
④ 幼児教育についての情報提供	担当課
こどもが健やかに成長するためには、保護者が子育てに関する知識を持つ必要があるため、令和6年度より開設されたこども家庭センターで幼児教育充実のための様々なイベントを開催しています。保護者同士の育児相談等を通じて、町から幼児期の成長や大人のかかわり方等の子育てに関する情報提供を行い、幼児教育の更なる充実を図ります。	こども応援課

⑤ 発達段階に応じた学習会や情報提供の推進	担当課
健診・相談時に乳幼児期から学童期までの発達段階に応じた生活のリズムや食、睡眠の大切さに関する学習の機会や情報の提供を行っています。今後は、幼・保・小・中学校等関係機関との健康課題の共有や学習会を開催し、質の向上に努めます。	こども応援課 健康保険課
⑥ 保育所等、小学校、中学校の連携の推進	担当課
すべてのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼・保・小・中の関係者が連携することが大切です。これを踏まえて、美里町幼・保等、小、中連携協議会で計画的に情報交換会を実施し、健やかな成長を実現します。	こども応援課 学校教育課
⑦ 幼児教育・保育に関わる人材育成・確保・処遇改善等	担当課
保育士等に対する研修会を実施又は参加を支援し、保育の質の向上に努めます。 保育の現場の負担軽減を図るため、保育支援者の配置、ICTの整備、保育士の休憩時間確保のための施設整備等に関する支援を行い、保育しやすい環境づくりに努めます。また、障がい児等を受け入れる体制の整備に関する支援を実施し、保育士の負担軽減を図ります。	こども応援課
⑧ 乳幼児の事故防止のための啓発の推進	担当課
母子手帳交付時に「我が家の安心ガイドブック」を交付し、保健指導時に誤飲、転落・転倒、やけど等、こどもの事故予防のための啓発等に取り組んでいます。今後はこれらの内容に加えて、こどもの事故防止週間や11月の乳幼児突然死症候群対策強化月間など、広報やLINE等を活用した啓発を行い、乳幼児の更なる事故予防を図ります。	こども応援課 健康保険課

2 学童期・思春期

(1) こどもが安心して過ごし、学ぶことができる質の高い公教育の充実

【現状・課題】

- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期です。
- 自らのことを客観的に捉えられるようになり、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける時期でもあります。
- こどもが安心して学ぶことができるよう、学校をはじめとする教育環境を家庭や地域が連携しながら、こどもにとってより良いものにつくりあげていく必要があります。

【方向性】

- 学校を核として、こども・若者、保護者、教育現場等と連携したこどものための地域づくりを進めます。
- こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保します。
- こどもたちの健やかな体を育むため、健康・安全意識、学校給食及び各教科等を通じた食に関する指導や体育活動の充実を図ります。

【具体的な施策】

① 教育備品の充実と働き方改革	担当課
学校現場において、教職員がこどもと向き合う時間の創出を目的としたICT環境の充実や校務 DX の推進を行っていきます。また、働き方改革や処遇改善を進めます。	学校教育課
② 支援体制の充実(インクルーシブ教育システムの構築)	担当課
一人一人の教育的ニーズに対応した支援を実施します。また、障がいのある人、ない人も共に学ぶことのできる教育環境づくり(インクルーシブ教育システムの構築)を目指します。	福祉課 学校教育課
③ ふるさとを愛する心の醸成	担当課
自分が生まれ育った郷土を愛する気持ちは、ふるさとを「人・もの・こと」の視点で理解することを通して育まれていきます。そのために地域学習を充実させ、地域の歴史・文化・自然に対する理解を深めます。また、地域学校協働活動を充実させ、学校支援や人材活用を図ります。	学校教育課 社会教育課
④ 人権教育の充実	担当課
こどもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身につけさせ、人権尊重を基盤とした男女共同参画の視点に立った教育やSNSによる人権侵害等の人権課題に対応した教育の取組を推進します。	学校教育課
⑤ 教科体育等の充実	担当課
生涯にわたって運動やスポーツを楽しむ基礎をすることや、健康や安全に関する情報や知識を習得し、健康管理のために正しく判断し行動する力に結び付ける教科体育の充実を図ります。	学校教育課

⑥ 健康教育の推進	担当課
地域や各学校の課題を把握し、学校・地域保健委員会等の関係機関と連携し、解決に向けた取組を支援します。	学校教育課
⑦ 学校、保育所等における食育の推進(再掲)	担当課
学校・保育所等において栄養バランスの取れた給食提供の推進、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成、栄養教諭等による指導の充実を図ります。	学校教育課 健康保険課
⑧ 給食費及び副食費の支援	担当課
小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学校給食費の補助を行っています。また、保育所等を利用するすべてのこどもたちの保護者に対して副食の提供に必要な費用の助成を行っています。今後も継続して実施するとともに支援の拡充を図ります。	こども応援課 学校教育課

(2) こども・若者の居場所づくり

【現状・課題】

- 全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- こども大綱において「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や人との関係性など様々なものが「居場所」になり得ますが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進することが必要であるとされています。
- 小学生保護者へのアンケートで、「こどもの視点に立った居場所づくりの充実」については、『満足(満足+どちらかといえば満足)』の割合が24.4%、『不満(どちらかといえば不満+不満)』の割合が33.3%と、『不満』の割合の方が高くなっています。
- 小中高生へのアンケートで、周りにもっとあったらいいなと思う場所については、「自由に遊べる場所」が53.7%、「友人と気軽にしゃべりできる場所」が36.6%、「一人でゆっくりできる場所」が35.4%となっています。

【方向性】

- こども・若者が安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

【具体的な施策】

① こどもの視点に立った居場所づくりの充実	担当課
こども・若者が地域の中で遊び、学べる環境をつくり、安心・安全に過ごせる居場所を持つことができるように支援します。また、当事者の意見を聞きながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりの充実に取り組みます。	こども応援課 社会教育課 建設課
② 保育所等施設整備事業(再掲)	担当課
施設整備の要望を聞くとともに、園舎、空調、トイレ、防犯対策、遊具、園庭等の整備及び障がい児等にもやさしいバリアフリー対応に必要な整備の助成を行い、保育しやすく、こどもたちが過ごしやすい環境づくりに努めます。	こども応援課

③ こども食堂などの利用促進(再掲)	担当課
こども食堂の活動に対して協力、支援を行います。	こども応援課
④ 放課後子ども教室の再開及び充実	担当課
放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の多様な方々にコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーとして参画を得て、スポーツや文化活動などのさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動などを行う取組です。現在、放課後子ども教室を行っていない学校もあり、今後再開に向けた検討を行います。 【取組指標】町内全小学校で実施	社会教育課
⑤ 放課後児童クラブ利用料減免事業	担当課
放課後児童クラブに入所する児童を現に養育している保護者の子育てにかかる経済的負担の軽減を図ることを目的に、利用料の減免を行います。	こども応援課

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

【現状・課題】

- こどもが病気などをしたときに適切な処置が受けられるよう、日頃の健康状態を把握してくれる「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を引き続き図る必要があります。

【方向性】

- 関係機関や他市町村と連携し、小児医療、小児救急医療に努めるとともに、病気のこどもが医療機関を利用しやすい環境の充実に取り組みます。

【具体的な施策】

① 小児救急医療の啓発	担当課
母子手帳交付時から#8000 や#7119 を周知し、健診時に小児救急医療の必要性和受診の目安、方法についての啓発を行います。	こども応援課 健康保険課
② こどもインフルエンザ予防接種費用助成	担当課
子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きく、その経済的負担を軽減するため、高校3年生相当までのこどものインフルエンザ予防接種費用を一部助成します。	健康保険課
③ こども医療費助成事業	担当課
病気の早期発見・早期治療につなげ、医療にかかる経済的負担を軽減するため、0歳から18歳のこどもに対して、医療費の助成を実施します。	こども応援課

（４）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【現状・課題】

- 児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことが必要です。

【方向性】

- 児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身に付け、将来の自分の進路を描くことができるようキャリア教育を充実します。

① キャリア教育の推進	担当課
職業講話、職場体験学習の充実やキャリアパスポートの作成と活用を図り、児童生徒が発達段階に応じた勤労観や職業観を身につけ、将来の自分の進路を描くことができるようキャリア教育を充実させます。	学校教育課

（５）学校生活における支援の充実

【現状・課題】

- いじめや不登校、ひきこもり等の様々な悩みを抱えるこどもや若者への相談先の確保や安心して過ごせる場所の提供等が必要です。

【方向性】

- 不登校のこどもの支援のために、しっかりと話を聴き、適切に支援を行います。
- 道徳教育等においていじめの未然防止等に取り組めます。

【具体的な施策】

① 相談体制の充実	担当課
小学校に「子どもと親の相談員」、中学校に「心の教室相談員」を配置し、保護者やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携しながら、相談体制や支援体制を充実させます。	学校教育課
② 道徳教育の充実	担当課
一人ひとりのこどもたちが道徳問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図り、こどもたちの規範意識の定着を目指します。	学校教育課
③ 「心のきずなを深める月間」の取組の充実	担当課
6月を「心のきずなを深める期間」と定め、学校、家庭、地域が連携し、生徒と職員、保護者と地域住民等との「心のきずな」を深め、いじめの未然防止に重点を置いた取組を実施していきます。道徳科をはじめ各教科などでも命の尊さや自尊感情をはぐくむ教材の洗い出しを行い、指導方法の工夫改善に努めるとともに、こどもたちの自己表現力やコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課

3 青年期

【現状・課題】

- 引きこもり等、様々な悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る必要があります。
- 男女の出会いをサポートする支援や結婚により新たな生活を始める夫婦を応援する取組を行う必要があります。
- 若者へのアンケートで、結婚したい人の中で、現在独身でいる理由として、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が39.2%となっています。

【方向性】

- 少子化対策の強化を図る視点も含めつつ、若者への支援を行います。

【具体的な施策】

① 結婚を応援する取組	担当課
熊本市と美里町を含む近隣市町村は、「くまもと出会いサポートセンター“Kumarry”」を熊本市内に共同で開設しています。結婚や出会いを希望する独身者の出会いを応援します。	美しい里創生課
② 結婚新生活支援事業	担当課
少子化対策の強化を図るため、結婚に伴う経済的負担の支援として、新婚世帯に対して、新居の「住居費用」「リフォーム費用」「引越費用」の助成を行います。	美しい里創生課
③ 美里町“二十歳の祝典(成人式)”の実施	担当課
二十歳になった若者の前途を社会全体で祝福するとともに、若者が社会に参画する機会づくりの一環として、対象者自身で組織する実行委員会を主体として企画・立案を行います。	社会教育課
④ 町外の方や美里町へ移住する若者・子育て世帯への情報提供	担当課
町発信のホームページ、広報紙、デタポン、防災無線のみならず、新聞やテレビ等のメディアや町発信素材の工夫を行い、町外の方への子育て施策の発信を行っていきます。また、町外から引っ越してくる若者や子育て世帯が行政の窓口を利用する際に情報を得られるよう関係各課と連携します。	こども応援課
⑤ 男女共同参画の推進(再掲)	担当課
性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、男女がともに認め合い、いきいきと活躍できるよう、男女共同参画に対する町民の理解の促進、各種会議や各種活動の場における男女の登用機会の均等、男女が共に働きやすい環境の整備に努めます。	総務課 学校教育課 社会教育課

1 子育て世帯への経済的支援

【現状・課題】

- 子育て世帯の子育てや教育に関する経済的な負担軽減のため、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的支援を行う必要があります。

【方向性】

- 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。
- 関連部署等が連携するとともに、制度の情報発信等を行い周知に努めます。

【具体的な施策】

① こども医療費助成事業(再掲)	担当課
病気の早期発見・早期治療につなげ、医療にかかる経済的負担を軽減するため、0歳から18歳のこどもに対して、医療費の助成を実施します。	こども応援課
② こどもインフルエンザ予防接種費用助成(再掲)	担当課
子育て中の家庭は、養育費や医療費などの負担が大きく、その経済的負担を軽減するため、高校3年生相当までのこどものインフルエンザ予防接種費用を一部助成します。	健康保険課
③ 不妊治療費助成事業	担当課
一般不妊治療及び特定不妊治療費に対する助成を実施します。	こども応援課
④ 出生祝い金	担当課
児童の出生を祝福するとともに、定住人口の増加と若者の定住促進を図るため、出生児に対し祝い金を支給しています。子育て家庭の負担を軽減するために、今後も継続して実施します。	こども応援課
⑤ 保育料無償化	担当課
美里町に住所があるすべてのこどもの保育料を完全無償化しており、今後も継続して実施します。	こども応援課
⑥ 給食費及び副食費の支援(再掲)	担当課
小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、学校給食費の補助を行っています。また、保育所等を利用するすべてのこどもたちの保護者に対して副食の提供に必要な費用の助成を行っています。今後も継続して実施するとともに支援の拡充を図ります。	こども応援課 学校教育課

2 地域子育て支援

【現状・課題】

- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、地域子育て支援の充実や、虐待予防の観点からもすべての子どもと子育て家庭のためのニーズに応じた支援を推進する必要があります。
- 子育て家庭の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンライン型やプッシュ型の情報提供を行うことも重要です。また保護者に寄り添った家庭教育の推進により、保護者も含めた切れ目のない支援を行う必要があります。
- こどもの親としての関わり方の工夫や体罰などがこどもに与える悪影響等を適切に伝え、体罰のない子育てに関する啓発を進める必要があります。

【方向性】

- 地域子育て支援事業を推進します。
- 子育て家庭を支えることができるようにニーズを把握し、必要に応じた様々な子育て支援に取り組みます。
- 必要な人に必要な情報が行き届くような情報発信に努めます。

【具体的な施策】

① 地域子ども・子育て支援事業の進行管理(再掲)	担当課
子ども・子育て支援法に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」については、本計画の「第5章 量の見込みと確保方策」で詳細を記載しています。これらの事業計画の進行管理のため、計画に基づく施策の実施状況等について、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報などを通じて公表します。	こども応援課
② こども家庭センターにおける相談体制の充実強化(再掲)	担当課
「母子に対する相談支援」、「乳幼児健診」などの母子保健業務と「こどもに関する相談支援」、「児童虐待対応」などの児童福祉業務を一体化し、妊娠から出産、子育てに至るまで、こどもに関して気軽に相談できるワンストップ窓口として、相談を受け確実に支援につなぎ、育児ストレスや児童虐待、ヤングケアラーなど、様々な問題の早期発見、対応に努めます。	こども応援課
③ 子育て・こども相談	担当課
公認心理師がこころの相談を受け、それぞれの事情に応じた支援を行います。	こども応援課
④ 町外の方や美里町へ移住する若者・子育て世帯への情報提供(再掲)	担当課
町発信のホームページ、広報紙、デタポン、防災無線のみならず、新聞やテレビ等のメディアや町発信素材の工夫を行い、町外の方への子育て施策の発信を行いっていきます。また、町外から引っ越してくる若者や子育て世帯が行政の窓口を利用する際に情報を得られるよう関係各課と連携します。	こども応援課

3 ひとり親家庭への支援

【現状・課題】

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担っているひとり親家庭では、収入、こどもの養育などで様々な困難に直面しており、その自立に向けて「子育て・生活支援」「就業支援」「経済的支援」を総合的に推進していく必要があります。
- 国では、「こども未来戦略」に基づき、令和6年(2024年)11月分から、ひとり親家庭等に対し生活の安定と自立の促進を目的として支給する児童扶養手当について、所得制限限度額の引き上げや第3子以降の児童にかかる加算額の引き上げなどの拡充を行っています。

【方向性】

- ひとり親家庭等に対する生活安定のためにひとり親家庭等医療費助成事業や母親等の連携・活動に対する支援の充実などの経済的支援を行うとともに、保護者同士の交流促進に関する取組を行い、各家庭の自立を促進します。

【具体的な施策】

① ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課
ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分のうち一部を助成します。今後もひとり親家庭等、支援対象者の増加に対応できるよう、継続して支援を実施します。	こども応援課
② 保護者同士の連携・活動に対する支援の充実	担当課
ひとり親会などの保護者同士の交流を深める活動に対して、補助金の交付や入会の案内等、必要な支援を行います。今後は更に活発な交流が生まれるよう活動に関する周知活動を積極的に行います。	こども応援課
③ ひとり親家庭等への相談支援体制の強化	担当課
気軽に悩みを相談できるような環境づくり・体制づくりに努めるとともに、複合的な課題を抱える人に対して、適切な支援へと導くことができるよう、行政や関係団体の体制づくりに努めます。	こども応援課

第5章 量の見込みと確保方策



(1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付します。

1号認定	満3歳以上で学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前のこども
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども

(2) 教育・保育提供区域の設定

美里町においては、現在の事業の利用状況等を鑑み、「教育・保育提供区域」について、美里町全域を1区域として設定します。

<国の考え方>

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘定して、小学校区単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

(3) 量の見込みと確保方策を設定する項目

子ども・子育て支援事業	1 子ども・子育て支援給付	①保育所 ②幼稚園 ③認定こども園 ④小規模保育	⑤家庭的保育 ⑥居宅訪問型保育 ⑦事業所内保育
	2 地域子ども・子育て支援事業等	①時間外保育事業(延長保育事業) ②放課後児童健全育成事業 ③放課後子ども教室 ④子育て短期支援事業 ⑤地域子育て支援拠点事業 ⑥一時預かり事業(幼稚園型) ⑦一時預かり事業 ⑧病児・病後児保育事業 ⑨ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	⑩利用者支援事業 ⑪妊婦健康診査 ⑫乳幼児家庭全戸訪問事業 ⑬養育支援訪問事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⑲産後ケア事業

(1) 量の見込みの考え方

計画期間中の人口推計、ニーズ調査結果、各事業の利用実績などを勘案し、利用者の量の見込みを設定しました。確保方策については、量の見込みに対応できる受け皿確保を目指し、利用可能な施設型給付と地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の合計(利用)定員を勘案しながら設定しました。

年少人口推計結果

単位:人

	推計					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	23	23	23	23	21	20
1歳	29	23	23	23	23	21
2歳	26	29	23	23	23	23
3歳	22	26	29	23	23	23
4歳	27	20	24	27	21	21
5歳	31	27	20	24	27	21
6歳	29	31	27	20	23	25
7歳	32	29	31	27	20	23
8歳	36	32	29	31	27	20
9歳	55	37	33	30	32	28
10歳	51	56	38	34	31	33
11歳	52	52	57	39	35	32
12歳	55	52	52	57	39	35
13歳	48	57	53	53	58	40
14歳	61	48	57	53	53	58
15歳	66	60	47	56	52	52
16歳	59	65	59	46	55	51
17歳	80	61	67	61	48	58
0-5歳	158	148	142	143	138	129
6-11歳	255	237	215	181	168	161
12-17歳	369	343	335	326	305	294
0-17歳計	782	728	692	650	611	584

3

子ども・子育て支援給付の確保方策

現在、私立保育所が3園、認定こども園が2園あり、それぞれ幼児教育や保育等を実施しています。地域型保育給付については、現在実施がありません。各教育・保育事業について、質の確保・向上を図りながら実施をしていくとともに、量の見込みに対する受け皿の確保を図ります。

(1) 施設型給付

事業名	担当課	内容
保育所	こども応援課	保育所において、保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができないこどもを保護者にかわって教育・保育を行う事業です。
幼稚園	こども応援課	幼稚園において、幼児が幼児期に様々な体験を豊富に得られるような環境をつくり、その中でふさわしい生活を送れるよう、教育・保育を行う事業です。
認定こども園	こども応援課	保護者が働いている、いないにかかわらず、こどもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う事業です。

(2) 地域型保育給付

事業名	担当課	内容
小規模保育	こども応援課	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	こども応援課	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	こども応援課	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	こども応援課	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員のこどもの他、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業です。

(3) 量の見込み及び確保方策

令和7年度							
年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
教育・保育給付認定区分		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外			
量の見込み		7	5	90	16	26	25
確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	25	5	43	5	14	13
	保育所	0	0	54	8	15	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	計	25	102			68	
確保方策-量の見込み		18	7			1	

令和8年度							
年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
教育・保育給付認定区分		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外			
量の見込み		7	5	85	16	25	25
確保方策	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	25	5	43	5	14	13
	保育所	0	0	54	8	15	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	計	25	102			68	
確保方策-量の見込み		18	12			2	

令和9年度							
年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
教育・保育給付認定区分		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外			
量の見込み		7	5	85	16	23	21
確保 方策	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	25	5	43	5	14	13
	保育所	0	0	54	8	15	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	計	25	102			68	
確保方策-量の見込み		18	12			8	

令和10年度							
年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
教育・保育給付認定区分		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外			
量の見込み		7	5	82	16	23	21
確保 方策	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	25	5	43	5	14	13
	保育所	0	0	54	8	15	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	計	25	102			68	
確保方策-量の見込み		18	15			8	

令和11年度							
年齢		3～5 歳			0 歳	1 歳	2 歳
教育・保育給付認定区分		1 号	2 号		3 号		
			幼児期の 学校教育 利用希望 が強い	左記以外			
量の見込み		6	5	80	15	22	21
確保 方策	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	認定こども園	25	5	43	5	14	13
	保育所	0	0	54	8	15	13
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	計	25	102		68		
確保方策-量の見込み		19	17		10		

① 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在、町内5箇所で開催しており、今後も現在の実施体制で取り組みます。

こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位:人(利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	51	47	45	46	44
確保方策	51	47	45	46	44
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

現在、町内2箇所で開催しており、今後も現在の実施体制で取り組みます。

こども応援課

③ 放課後子ども教室

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業です。

社会教育課

●量の見込み及び確保方策

単位:人(利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71	66	60	51	47
確保方策	71	66	60	51	47
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

④ 子育て短期支援事業	
保護者の疾病、仕事等の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：人(利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑤ 地域子育て支援拠点事業	
乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。 現在、町内2箇所で実施しており、今後も現在の実施体制で取り組みます。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：人(年間延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	156	144	132	132	132
確保方策	156	144	132	132	132
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑥ 一時預かり事業(幼稚園型)	
幼稚園に通園する園児及び教育認定を受けている園児を対象に、教育時間終了後の預かり保育を実施しています。 現在、町内2箇所で実施しており、今後も現在の実施体制で取り組みます。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：人(年間延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,226	2,031	2,031	2,059	1,975
確保方策	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
確保方策－量の見込み	74	269	269	241	325

⑦ 一時預かり事業(幼稚園型を除く)	
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。現在、町内1箇所で開催しており、今後も現在の実施体制で取り組みます。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位:人(年間延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	12	11	11	11
確保方策	15	15	15	15	15
確保方策－量の見込み	2	3	4	4	4

⑧ 病児・病後児保育事業	
こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する事業です。現在、町内1箇所で開催しております。利用ニーズが多いため、今後は利用施設の新規開拓等の検討を進め、量の確保に努めます。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位:人(年間延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14	13	13	13	12
確保方策	14	13	13	13	12
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑨ ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	
仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、こどもを預かってほしい方(依頼会員)とこどもを預かることができる方(協力会員)を会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位:人(年間延べ利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	現在の量の見込みは0となっていますが、町内におけるニーズの変化を把握しながら、事業として、望ましいあり方を検討していきます。				

⑩ 利用者支援事業	
こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。本町では令和6年度に3箇所を設置しました。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：箇所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保方策	子育て支援 相談機関	2	2	2	2	2
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

⑪ 妊婦健康診査	
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。今後も転入者を含むすべての妊婦のいる家庭について、周知を徹底し、事業を実施します。	こども応援課 健康保険課

●量の見込み及び確保方策

単位：人（年間受診者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	24	24	24	22
確保方策	24	24	24	24	22
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑫ 乳幼児家庭全戸訪問事業	
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行い、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。	こども応援課 健康保険課

●量の見込み及び確保方策

単位：人（年間訪問数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	24	24	24	22
確保方策	24	24	24	24	22
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑬ 養育支援訪問事業	
養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：人（年間訪問数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	現在の量の見込みは0となっていますが、町内におけるニーズの変化を把握しながら、事業として、望ましいあり方を検討していきます。				

⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：回（年間延べ訪問数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	47	43	41	39	36
確保方策	47	43	41	39	36
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

⑮ 児童育成支援拠点事業	
養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：人（年間利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	現在の量の見込みは0となっていますが、町内におけるニーズの変化を把握しながら、事業として、望ましいあり方を検討していきます。				

⑯ 親子関係形成支援事業	
親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位：世帯（年間利用世帯数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	現在の量の見込みは0となっていますが、町内におけるニーズの変化を把握しながら、事業として、望ましいあり方を検討していきます。				

⑰ 妊婦等包括相談支援事業	
妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。確保方策を設定するにあたり、面談回数は3回を基本としています。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数(組)	24	24	24	24	22
量の見込み	面談実施合計回	72	72	72	72	66
確保方策	数(回)	72	72	72	72	66
確保方策－量の見込み		0	0	0	0	0

⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	
保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用することができる事業です。 本町では、令和7年度に利用ニーズの把握、令和8年度から本格的な事業実施を目指します。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位:人(年間利用者数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	3	3	3	3
確保方策	0	5	5	5	5
確保方策－量の見込み	0	2	2	2	2

⑲ 産後ケア事業	
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。確保方策を設定するにあたり、利用回数については、最低1人当たり1回としています。	こども応援課

●量の見込み及び確保方策

単位:回(年間利用回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制



本計画を実効性のあるものとして着実に展開していくために、家庭・地域・事業者・行政等が一体となり、適切に連携・役割分担しながら、総合的に施策を推進していく必要があります。

このことを踏まえ、それぞれの役割を下記のとおり提案し、計画を円滑に推進していきます。

（１）家庭の役割

家庭（保護者）はこどもの発達・成長に第一義的な責任を有しており、こどもが育っていくための基礎的な場として、きわめて重要な役割を担っています。そのため、こどもの成長段階に応じた家庭教育とこどもが健やかで心豊かに成長するよう育むことが重要です。

また、男女が共に家事・育児を協力しながら家庭生活の役割を分担し、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにする必要があります。

（２）地域の役割

地域社会は、子育て家庭やこどもの健やかで心豊かな育ちを支えていくための最も身近な場です。地域全体で子育て中の家庭を支え合い助け合うまちづくりを進めながら、すべてのこどもが地域で健全に成長できる風土づくりが求められます。

地域住民や地域で活動している団体等が相互に連携しながら、子育て中の保護者に対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、支援していくことが重要です。

（３）事業者の役割

事業所等は、こどもをもつ従業員が、男女ともに仕事と家庭の両立を図る上で大きな役割と責任を担っています。育児休業や短時間勤務等の両立を支援する制度の定着をはじめ、働き方の見直し、固定的な性別役割分担意識の解消など、安心して働くことができる職場環境の整備を推進することが求められます。

そして、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を啓発するとともに、その認識を深める必要があります。

（４）行政の役割

行政は、本計画の内容を広く町民に周知するとともに、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、家庭・地域・事業者等との連携のもと、こどもの健やかな成長と子育てを切れ目なく支援していくために、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされ、そのためにも、本計画を住民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

(2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報紙や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報について、広報紙や町のホームページ、パンフレット等の作成・配布などを通じて、住民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育て支援に関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児等への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

3

計画の達成状況の点検・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報などを通じて公表していきます。

資料編



(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第 77 号)第10条に基づき、美里町こども計画を策定すること及びこどもに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、広く町民の意見を反映させることを目的として、美里町こども計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌する事務は、前条の目的を達成するために必要な事項とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 町子育て支援関係者
- (4) 美里町民生委員児童委員協議会代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 職にあることをもって委嘱された委員がその職を離れたときは、その後任の者を委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、委員が会議に出席できない場合は、当委員の指名する職の者を代理で出席させることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長がこれを決する。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、随時関係職員を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 5 会長は、会議の結果を町長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども応援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

任期:令和6年1月1日～令和8年12月31日

役職	氏名	職務
会長	坂田 竜義	美里町議会 産業厚生常任委員長
副会長	富田 康仁	美里町社会福祉協議会 事務局長
委員	大木 真美	美里町民生委員児童委員協議会 会長
委員	外村 裕美子	堅志田保育園 園長
委員	西永 教明	中央青葉保育園 園長
委員	佐々木 聡	青空保育園 園長
委員	鷺山 利生	はちす保育園 園長
委員	鷺山 由美子	砥用音楽幼稚園 園長
委員	水上 誠一郎	美里町立小中学校校長会 会長
委員	渡邊 裕一郎	PTA(美里町PTA連合会)代表
委員	中川 利加	健康保険課長
委員	中川 幸生	学校教育課長
委員	長井 一浩	社会教育課長
委員	谷口 信也	福祉課長

3

計画策定の経緯

会議日程	内容
第1回 令和6年2月2日	・会長及び副会長選任 ・美里町こども計画及びニーズ調査の概要について
第2回 令和6年7月12日	・委員紹介 ・美里町こども計画の概要について ・ニーズ調査の結果について ・今後のスケジュールについて
第3回 令和6年12月20日	・こども、子育て支援者等から意見を聞く取組の結果について ・美里町こども計画(骨子案)について ・美里町こども計画の事業量推計について
第4回 令和7年2月14日	・美里町こども計画の基本理念について ・美里町こども計画(素案)について
第5回 令和7年3月19日	・美里町こども計画(案)について(承認)

か行**■核家族**

①夫婦とその未婚の子女、②夫婦のみ、③父親または母親とその未婚の子女、のいずれかからなる家族。

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

■協働

様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。

■子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))。

■子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。

■子ども・子育て支援

すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

■こども食堂

地域住民等による民間発の取組として、家庭における共食が難しいこどもたちに対し、無料または安価で栄養のある食事や、温かな団らんを提供する場。

さ行

■小規模保育

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型(A型)、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)の3類型がある。

た行

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育(保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う)、居宅訪問型保育(保育を必要とするこどもの居宅で保育を行う)及び事業所内保育を行う事業。

な行

■妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

や行

■要保護児童

児童福祉法第6条において定められる、「保護者に監護させることが不適當であると認められる児童」及び「保護者のない児童」を指す(被虐待児童・非行児童・孤児等)。

美里町こども計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

発行：美里町役場 こども応援課

TEL：0964-42-6550（直通）

